

平成17年第7回定例会  
斑鳩町議会会議録

平成17年12月8日  
午前9時00分 開議  
於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (14名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

---

1, 欠席議員 (0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	浦口隆	係長	猪川恭弘
--------	-----	----	------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	藤原伸宏
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
住民生活部長	中井克巳	福祉課長	西川肇
健康推進課長	清水孝悦	環境対策課長	清水建也
都市建設部長	藤本宗司	建設課長	堤和雄

観光産業課長	今西弘至	都市整備課長	藤川岳志
都市整備課参事	西田哲也	教委総務課長	野崎一也
生涯学習課長	阪野輝男	上下水道部長	池田善紀
上水道課長	水田美文	下水道課長	谷口裕司

---

## 1, 議事日程

### 日程 1. 一般質問

#### 〔1〕 14番 里川議員

##### 1、医療制度「改革」大綱について

- ・来年の通常国会に法案を提出する予定として大綱が出されたことを受けて
- ・県・町が実施している福祉医療への影響はどうか。
- ・町の福祉医療の今後の方針

##### 2、障害者自立支援法について

- ・現在の支援費制度の利用状況から見て費用負担はどうなっていくのか。

##### 3、改正される介護保険について

- ・複雑で被保険者の負担が増大する改正にともない
- ・地域支援事業について  
利用料をどう考えるか。財源はどうか。
- ・新予防給付等で取り組みが充実すれば、保険料に影響するが、これまでの当町の取り組みを生かすことはできるのか。
- ・デイサービス・デイケアの食費について  
介護報酬39点廃止で利用者負担となるが、補足給付がないことから、どれぐらいの人が利用していて、影響があるのか。また、保険料段階の低い方への影響をどう見ているか。

##### 4、町費講師採用の考え方について

- ・H18年度予算編成をされるなかで、どのような方針をもっておられるのか。

##### 5、子どもたちの体力低下について

- ・体力向上と運動能力向上を目指す取り組みが必要だと考えるが、現況

よりさらに取り組みを進める考え方はどうか。

〔2〕 13番 木澤議員

1、補助金について

- ・「公募型補助金制度」について。  
制度創設の必要性と制度のあり方について町の見解を問う。
- ・現在削減を検討している補助金との関連について。

2、学校給食の民間委託について

- ・民間委託の必要性と教育の一環としての位置づけについて町の見解を問う。
- ・保護者や教員、現場で働く給食調理員・栄養職員の声の反映について。
- ・契約業者に対する指導について。

3、人事評価制度について

- ・人事評価制度導入について町の見解を問う。

4、アスベスト問題について

- ・その後のアスベスト被害に対する問題認識と町の対応について。

〔3〕 3番 飯高議員

1、災害に備えた防災体制について

- ・減災のための分かり易い情報伝達について。
- ・避難所のバリアフリー化について。
- ・災害簡易トイレの備蓄について。

2、耐震診断・耐震改修について

- ・公立学校の耐震補強工事について。
- ・一戸建住宅及び共同住宅の耐震化について。

3、内部障害者の社会的認知を高める取り組みについて

- ・内部障害者への理解と環境整備について。
- ・「ハート・プラス」のシンボルマークの普及について。

〔4〕 6番 浅井議員

1、町営住宅についてお尋ねします。

- ・福祉のやさしい町づくり条例に基づいた町営住宅の改造について。

〔5〕 12番 木田議員

- 1、擁壁の安全基準について問う。
  - ・富雄川左岸の米寿橋の高安側の擁壁が、約10cm位起き上がっているが大丈夫なのか。高さが約6m位あり、下には町道か農道が通っているので安全の診断を行ってほしい。
- 2、安堵井堰で行われている工事について問う。
  - ・過去の質問において、当井堰の工事が終わらなければ斑鳩町へと河川改修が進まないと聞いており、JR鉄橋の架け替え工事も進行しており、河川改修工事も動き出したと理解すれば良いか。
- 3、9月15日の厚生常任委員会での質問の回答について問う。
  - ・幸前にある光洋配送センター解体工事による外壁の材質と工事についてお聞きしたが、回答のないまま解体工事も完了し、新築工事が進められているが、結果について問う。

〔6〕 11番 三木議員

- 1、障害者自立支援法の取り組みについて
  - ・障害者自立支援法の制定
  - ・障害者福祉サービスの一元化
  - ・認知度の区別・判定基準
- 2、斑鳩町の観光施策について
  - ・観光の現状把握
  - ・「泊まる奈良」推進事業
- 3、頻発する小学生誘拐事件について
  - ・小学校の下校時の体制
- 4、道徳教育について
  - ・小・中学校の道徳教育
  - ・知育・徳育・体育

〔7〕 9番 浦野議員

- 1、住民参加型の行財政改革について
  - ・住民参加型の行財政改革を目指しているが、行政は主体性をもってやっているのか。また、各種NPOとの連携はないのか？
- 2、観光事業の発展とまちづくり施策について

- ・県観光課が平成22年までに県内観光宿泊者倍増計画を発表し、実現化しようとしているが、当町と連携は具体的にしているのか？

### 3、少子化対策について

- ・少子化対策は、女性が子どもを産んで育てやすい環境を作らなければならないが、当町はこれへの具体策は考えているのか？

### 4、イベント削減化について

- ・財政健全化を進めなければならないが、現在行っているイベントで削減できるものは削減すべきであると考えているが、見直しはしないのか？

## 〔8〕 7番 小野議員

### 1、町長選挙後の施政方針について

- ・前回町長選挙後の施政方針との改善点は何かを問う。
- ・町政を進めるにあたっての3つの基本姿勢と6つの柱の関連を問う。
- ・持続可能な財政構造への転換に向けての「財政健全化計画」を問う。

### 2、指定管理者制度について

- ・制度運用に向けて、平成15年9月からの町としての研究検討経緯と今後のスケジュールを問う。
- ・財政健全化検討住民会議の中間報告との関連を問う。

### 3、容器包装リサイクルについて

- ・ペットボトル処理方法の現状と今後を問う。

### 4、竜田川紅葉祭りについて

- ・斑鳩町観光協会の位置づけと、その役割を問う。
- ・町としての関与の仕方について問う。

### 5、(仮称)文化財活用センターについて

- ・藤ノ木古墳整備検討委員会における審議内容を問う。

## 〔9〕 16番 中川議員

### 1、新型インフルエンザについて

- ・高病原性インフルエンザの感染状況は？
- ・国の感染予防策は？
- ・県の抗ウイルス薬タミフルの備蓄の状況は？
- ・町はどのような対策を考えておられるのか？

## 2、公共建築物の耐震化について

- ・国の緊急対策方針とは、どのような対策か？
- ・町で対象となる建物はどれくらい有るのか？
- ・町の対応は？

## 3、猫坂から役場までの通学路について

- ・朝の通勤時間帯の交通量について？
- ・通学時間帯の通行規制はできないものか？

### [10] 2番 松田議員

#### 1、個人情報保護法の運用と課題について

この4月に全面施行された個人情報保護法の運用をめぐる混乱、過剰反応が問題視されていることに対する認識と行政の対応について。

#### 2、学童保育のあり方

斑鳩町における学童保育施設の規模、登録児童数などの現状はどうなっているのか。

#### 3、住宅用火災警報器等の設置について

悲惨な火災による死者をださないよう住宅用火災警報器の設置を促進するために補助金制度の創設を考えるべきだと考えるがどうか。

#### 4、史跡中宮寺跡を活用した歴史公園の整備構想について

のびのび運動ができる公園広場を求める住民の声は多い。現在、公有化が進められている史跡中宮寺跡を活用した歴史公園計画は、はたして住民が期待する公園広場を確保することができる構想となるのか。

#### 5、法隆寺門前街路の整備について

新聞投書について（法隆寺門前街路整備について）どう応えたのか、”言っぱなし、聞きっぱなし”になっていないか。

#### 6、三位一体改革の評価と18年度予算に与える影響

国と地方の税財源を見直す三位一体の改革が決着した。このことに対する評価と、斑鳩町18年度予算にどのように影響すると考えているのか、感想を聞かせてもらいたい。

---

### 1、本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時00分 開議)

○議長(中西和夫君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しています。これより本会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定められた順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、14番、里川議員の一般質問をお受けいたします。14番、里川議員。

○14番(里川宜志子君) それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず1番目、医療制度「改革」大綱についてということで挙げさせていただいております。来年の通常国会に法案を提出する予定としてこの大綱が出されたことを受けまして、私は質問をさせていただきたいというふうに考えました。

政府は、この間に、財政上の理由などを中心に挙げまして、医療制度の改正というのを何度か繰り返してきているんですが、とにかくこの医療制度がどんどん変わっていく中で、患者となる私たち住民は、このことに振り回されて、訳のわからないうちにどんどん負担がふえている、こんな状況が起こっているというふうに私は考えております。

今回の大綱でも、さらに患者の負担増になることや、行政、医療機関などそれぞれにも様々な影響があるというふうには考えているところですが、私は県や町が実施している福祉医療については、非常に高く評価をしている立場をとっておりますが、その立場から質問をさせていただきたいんですが、今度のこの大綱から見て、今後この福祉医療にどのような影響が出てくるというふうに考えればいいのか、このことについてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長(中西和夫君) 中井住民生活部長。

○住民生活部長(中井克巳君) 今回、大綱によつての福祉医療への影響はどのようになっていくのか、どのように考えているのかというご質問でございますけれども、質問者もご承知をいただいておりますように、去る12月1日に、政府・与党医療改革協議会から、医療制度改革大綱というものが発表をされたところでございます。この改革大綱が示します方向で、医療制度が改革をされたならばということで想定して、福祉医療費助成事業への影響ということでお答えをさせていただきたいと思つます。

主に考えられることにつきましては、まず平成18年度から実施をされる事項につき



ましては、1つといたしまして、高額療養費の自己負担限度額の引き上げというのがございます。そして、2つ目に、診療報酬の引き下げでございます。

高額療養費の自己負担限度額が引き上げられますと、当然ながら高額療養費を除きました自己負担というのはふえることとなってきます。また、保険診療の算定の基礎となります診療報酬が引き下げられますと、レセプト単位の自己負担というのは、当然減少することとなってきます。福祉医療費の助成事業は、保険診療の自己負担を助成をいたしておりますので、以上の改正によりまして福祉医療費に関する助成額にも影響が出てくるのではないかと、このように考えております。

次に、平成20年度から実施をされる事項におきましては、1つとして乳幼児医療費の負担軽減の拡大がございます。もう1つ、70歳から74歳の窓口負担の引き上げがございます。

まず、乳幼児医療費の負担軽減につきましては、現行の3歳未満から小学校の就学前まで拡大をするということになっております。これは、現在当町では、4歳未満の乳幼児はすべての保険診療につきまして、そしてまた4歳以上小学校就学前までの乳幼児につきましては、入院と歯科の保険診療に係ります医療費を対象といたしましてその自己負担分の助成を行っているということは、質問者もご承知をいただいております。新たに、3歳以上小学校就学前のその自己負担分が3割から2割に減少をいたしますことで、それらの1レセプト当たりの助成額も減少すると、このように考えております。

次の70歳から74歳の窓口負担を1割から2割に引き上げることでございますが、現在65歳以上69歳未満の方を対象といたします老人医療費助成事業は、老人保健法の一部負担の考え方を準用をいたしておりますので、自己負担は原則1割となっております。70歳から74歳の方の窓口負担が2割に引き上げられた場合は、その年齢層よりも若年の老人医療費助成事業対象者の一部が1割負担と、そして70歳から74歳の方が2割負担となって、医療費がかかるとされる高年齢の方の自己負担が大きくなるという逆転現象が生じてくることとなります。この事業につきましては、県から補助を受けて実施をいたしていることもございまして、改革が行われた場合には県とも相談をする必要があると、このように考えております。なお、昭和15年8月1日以降にお生まれになった方へ助成を行っております町単独分につきましては、もともと原則2割の自己負担でございますので、これは影響が出てこないのではないかと、このように考えて

おります。

この医療制度改革大綱は、医療改革の方向性として現在示されているもので、現時点では実施に至った際の具体的な改正内容まで示されておらないという状況でございます。今後、国の方で法律改正の準備を行い、その後通常国会で議論がなされることから、この改正の行方を注視して、福祉医療費の助成事業への影響についても留意をしてみたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、部長の答弁を聞いておると、プラスの面やマイナスの面や、福祉医療にとっても様々な状況があるというふうに考えられるわけなんですけれども、ただ、もちろん診療報酬の引き下げなんかもありますけどもね、薬価の1%、診療点数3%ですか、こういった問題もありますけれども、その引き下げが即効果があらわれるのかと言え、疑問な点もありますし、それと高齢者の方がふえてくるという状況もありますし、それと私前回の一般質問でも申し上げましたが、高齢者なんかの年金の種類によりまして、非常に貧困率が高くなって、自分の家庭は貧困だと、生活が大変だ、苦しいと感じられているお寄りをはじめ、色々な雇用形態の変化によって、そういったお金のあるお家、ないお家というのが拡大してきているということ、これを私ずっと申し上げてきてるんですけども、こういったことにもぜひとも留意をしていただきたい。

そして、福祉医療は何のためにあるのか。私は、この質問をするのに、それぞれ、乳幼児医療費、母子医療、老人医療、そしてまた障害者医療、これらの条例をもう一度質問するに当たって見させていただきました。すべてこれらには目的が書かれております。この目的に沿って、斑鳩町では町長も、福祉は後退させたくないんだと、後退をさせないんだというお気持ちもお持ちいただいている中、こういったことの今後の福祉医療に対する方針、斑鳩町の方針というものも重ねてお聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 福祉医療費の助成事業につきましては、先ほどもお答えの中で申し上げておりますように、県の補助金を受けて実施しているものもございます。しかし、本町では、かねてより、乳幼児医療や心身障害者医療に係ります助成対象者を拡大をいたしまして、町単独事業としても実施をしているところでございます。また、本年の8月の県の福祉医療制度の改正の際にも、一部負担金の負担を導入をせずに、さ

らに8月以降65歳に達する方に対しましても、老人医療費の助成を継続するなど、町単独で事業の充実に努めてきたところでございます。

医療を取り巻きます環境は厳しく変化をしておりますが、高齢者、障害者や乳幼児の方などが安心して医療を受けられるように、財政等の許す限りにおいて、福祉医療費助成事業の充実に努めていきたい、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） ぜひとも力を入れてやっていていただきたいと思います。

この大綱の中で私は心配してますのは、5年後の給付目標をあらかじめ決めておき、伸び過ぎを検証する目安、目標の給付量を超えると、自動的に伸び過ぎを抑制する見直しというものが出来るということになっているんですね。ですから、そういったことで、まだまだこの医療制度が変動をしていく、そういったものであるというふうに私はとらえております。その時その時の財政状況や現状で、財政を一番の理由に色々制度改正が行われることで、人間の命ということの方が後からついていくようなことになるのではないかと、非常に心配をしております。これにつきましては、今後も担当とされては十分注視をしていていただきたいということをお願いをいたしまして、次の質問をさせていただきます。

2点目に挙げさせていただいておりますのは、障害者自立支援法についてでございます。

この障害者自立支援法では、必要度に応じたサービスの提供がうたわれまして、障害者支援費制度というふうに制度が変えられ、これは関係者の運動によって定率負担を許さないという形で応能負担の原則を維持した形で実施されましたが、それから2年を待たずに、利用制限を強めて原則1割の定率負担を求めるといような形でこの自立支援法の導入がこの10月に成立しまして、2006年、来年ですね、来年の4月1日施行ということで行われるようになっているわけなんですけれども、私たちも聴覚障害者の団体の方からも陳情書をいただいておりますけれども、定率負担となりますと、非常に応能負担に比べまして違いが出てくるご家庭などがあるというふうに私自身は思うのですけれども、現在の支援費制度の利用状況から見て、この費用負担というものがどのように推移をしていくかということ、担当の方ではどのようにつかんでおられ、どのように考えておられるのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 障害者福祉サービスについての費用につきましては、負担能力に応じて限度額を設定した上で、利用者の1割負担を基本として、国民全体で制度を支えることとしているところがございますが、低所得についてはきめ細かな軽減措置を講じております。

定率負担につきましては、原則は定率1割負担となっているところですが、どの方も負担がふえ過ぎないように上限額を設定をいたしますと共に、所得の低い方にはより低い上限を設定をしていくというようにしており、負担がふえ過ぎないようにしているところがございます。資産等の少ない方には、その上限額をさらに引き下げることとなっているところがございます。さらに、社会福祉法人の運営によります事業所を利用した場合は、負担軽減制度によりまして月額上限額が半分になるようにもなっております。また、施設入所者の食費等の実費については、原則自己負担ということで、所得の低い方につきましては、食費等の負担軽減を図っております。また、通所サービス、ショートステイを利用する方についても、負担軽減を図っているということでございます。

この費用負担はどうなっていくのかということでございますので、このように、負担軽減の関係の中で、一応そういうことでお答えをさせていただいたということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、部長の答弁には、どの方にも負担増とならないように色々な軽減措置がこの自立支援法の中では盛り込まれているということなんですけれどもね、実は私心配しているのは、課税世帯なんです。課税世帯は、今、部長が言われるようなことにはならないというふうに私は認識をしております。特に重度の障害の子どもさんをお持ちであるご家庭でも、一生懸命働いておられ、それぞれ親御さんも家族が自立していくために働いておられる中で課税世帯となっておられ、そして重度の障害をお持ちの方の支援にサービスを利用すると、そんな中であっては、私、非常に負担が増になるケースが出てくるのではないかとこのことを思っているんです。そのご本人自身の自立、そしてご家族の自立を支援する、本当にそういった方策とこの自立支援法がなるのかどうか、大きく私自身は疑問を感じているところです。そういったところにも、ぜひ担当の方も今後動向をきちっと見ていっていただきたいというふうに思います。本当に自立を支援するという自立支援法ではない。

しかし、この法律を決めてきたのは国です。地方が決めたわけではないんです。その

ことも十分理解をしております。でも、直接住民とかかわる地方自治体としては、そういったことについて十分精査をし、認識を持ち、この制度に当たっていただきたいということをぜひお願いをしておきたいというふうに思います。

この障害者へのサービス提供ですね、今後介護保険にも統合していくというような考え方が示されているわけなんですね。本当にこの障害者の問題も、駆け足で制度改正繰り返されるというような状況になるわけなんですよ。ですから、私は、介護を市場で取り引きされるサービス、市場化されてしまうというこんな状況が、財政という名のもとで、先ほども申し上げましたけど、本当に本来の福祉の精神というものが失われているのではないかな。介護が必要な人たちの人間性を回復して、それぞれが主体的に問題を解決して発達していくための生活力を形成していく、こういったことになっていくような生活援助というものが、人間の生命活動、生活意欲を引き出す上でとても重要なことである、それが当たり前なことではないのか、基本ではないのかというふうに考えております。今後も、そういったことに十分ご留意いただきまして、来年からの障害者自立支援法施行につきまして十分な対応を望んでおきたいというふうに思います。

また、細かい点につきましては、制度が実施される中での、また住民の皆さんの色々な声を聞く中で、私たちも、また担当とされましても、町として改善出来る部分があるのなら、ぜひとも前向きに対応していただきたいということをぜひお願いをさせていただきまして、次の質問に移らせていただきます。

3番目でございます。改正される介護保険についてということで挙げさせていただきました。

来年4月から、今年の10月からは一部改正されております。けれども、来年の4月から大きくこの介護保険が改正されますが、大変複雑です。私も今ずっと勉強させていただいているんですが、本当にこれ、介護保険の対象者である1号被保険者ですね、こういった方々が本当に理解出来るのかと思うほど大変な体制になるというふうに考えておりますが、とりわけここに、今現在私が気になっていることを、少しですが挙げさせていただき、質問をさせていただきます。

まず、1点目の地域支援事業についてということなんですが、この地域支援事業につきましても、新しく制度改正の中で取り組まなければならない事業というふうになっているわけなんですけれども、この地域支援事業についての利用料、この利用料についての考え方はどうするのか。

そしてまた、財源ですね、この地域支援事業というのも介護保険事業の中に組み込まれるわけなんですけれども、組み込まれるけれども、政府が示してきている中では、こういった地域支援事業などは、総事業費の何%というような制限を国は加えてきてるはずなんです。その制限を加えられている状況の中で、本当に地域を支援するというようなことが出来るのかどうか。この財源につきましても、国が示している状況のままいきますと、今までせっかく斑鳩町が保健や福祉、すごく予防という観点から、私、2年ぐらい前からですかね、斑鳩町ものすごく予防に力を入れてやってきていただいているということを、そういうふうに認識しているんです。とてもすばらしいことをやっていたというふうなふうに思っているんですけれどもね、ただそういった事業をそのまま引き継ぐと、その国が示してきている割合を超えてしまうという心配もあるというふうに私は考えているわけなんです。

そこで、この1番についての質問を挙げさせていただいたわけなんですけど、現在のところどのようにお考えになられているのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 介護保険法の改正に伴いまして、新設をされます地域支援事業でございますが、市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防いたしますと共に、要介護状態となった場合におきましても、可能な限り地域におきまして自立した日常生活を営むことが出来るよう支援するための事業を実施することとされております。

地域支援事業におきましては、介護保険法で利用者に対しまして、厚生労働省令で定めるところによりまして利用料を請求することが出来るようになっております。その詳細につきましてはまだ示されておらないというような状況でございます。今後示されてきます厚生労働省令に添いまして、介護保険運営協議会でもご審議をいただき、決定をしてみたいと、このように考えております。

なお、地域支援事業の財源ということでございますが、地域支援事業交付金が創設をされまして、虚弱高齢者等に対して実施をいたします運動器の機能向上とか、栄養改善事業などの介護予防につきましては、国、県、町の公費と、65歳以上の1号保険料及び40歳から65歳までの2号保険料も財源といたしまして、新設をされます地域包括支援センターの運営に係ります包括的支援事業等につきましては、2号保険料は財源と

しないで、国、県、町の公費と1号保険料が財源となりまして、公費の負担割合が介護予防事業と異なってきております。

地域支援事業の事業規模につきましては、政令で交付金の上限率が設けられることになっておりまして、平成18年度の場合は、介護予防事業と包括的支援事業等につきましては、それぞれ介護保険給付費見込額の1.5%以内となっております。地域支援事業全体としては、2%以内におさめるということになっております。

現在保健センター等で取り組んでおりますこういう介護予防の関係等につきましては、現行事業を地域支援事業に移行すれば、上限率を上回ってくるという見込で今現在考えております。交付金対象外となる部分につきましては、実施をするのか、また実施をするのであれば、一般財源で実施をしていくか、それとも保険料に上乗せをしていくのかということにつきまして、質問者もご参画をいただいております介護保険運営協議会でご審議をいただいて決定をしていきたい、このように考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、ちょっと私部長の答弁の中であれっと思ったんですが、財源の内訳を言っていたと思うんですが、地域支援事業、包括的支援事業に、それと任意事業というのが入るんですけども、そちらの方は2号保険料は使われないというふうになっていると思うんですね。介護予防事業の方では2号保険料が入るという、いわゆる何だか矛盾を感じるような財源構成になっているというふうには思っているんですけども、今部長の説明の方でちょっと違うかったのかなというふうには思ったんですが、それはそれといたしまして、今、部長の答弁の中にありましたように、斑鳩町これまで本当に色々な取り組み、保健センターなどでもやっていただいてきましたし、それについては私は高く評価をさせていただいているわけなんですけれどもね、ただ国が示している限度枠、そういう枠を超えた部分、私、斑鳩町の場合は取り組みが進みますので枠を超えていると思っております。そしたら、今、部長は、保険料に上乗せするのか、それか一般財源でやるのかという、運協の方でまた議論いただくというふうにおっしゃっているわけなんですけれどもね、ただこの保険料についても、厚生労働省は30%程度は値上がりするだろうと。このホテルコストを導入して、この分で下がってるんだけれども、下がるんだけれども、それでもなおかつ今後その先3年間を見越して保険料を設定されますので、その時には3割前後の増が見込まれるのではないかと。自治体

によってそれは多少違いはあると思いますが、そういうふうな見方がされている中で、せっかくやってきた事業を保険料に上乗せするというようなやり方というのは、私はやっぱりやっていただきたくない。

前から言いますように、介護保険料の保険料というのは、医療とか年金とか、そういったものと違まして、医療保険なんかいうたら、所得とか資産に応じて掛け率があって掛けられるというような形になっているわけなんですよね。けれども、介護保険というのは、来年度からは段階がちょっと細分化、若干ですけど、若干広がるということですけど、今まで5段階でしょう。5段階でも、一番最初は生活保護受給ですからね、正味4段階です。本当に国民年金で3万円、4万円しかない方でも、上は大企業やすごい利益の高かったその当時の企業にお勤めの方ね、本当に話によると月に40万も年金があるというような方とか、その方と3万、4万の方との幅が4段階しかないという、もともと非合理的な保険料設定であると私は考えているわけなんです。ですから、低所得者に大きな負担とならないように、保険料の設定についても、もちろん今まで私提起させていただいていることありますが、そういった低所得者に大きな負担とならないようにご配慮いただきたい。

そのためにも、何としても、斑鳩町が将来の介護保険の財政を考える上においても、重度化をなくす、より健康な状態で過ごしていただける、健康寿命を延ばす、こういう意味でも、この地域支援事業については、やはり町単事業として町は頑張ってやっていただかないといけないというふうに私は考えてます。それは、将来にわたる介護保険、また医療保険に影響が大きく出てくるものであるというふうに私は考えております。答えは、そんなすぐには出ないかもわかりません。けれども、団塊の世代と言われる方々が高齢者となり、2015年、2025年、ここがこの介護保険などのピークを迎える時と言われております。この2015年から2025年にかけてのその時の斑鳩町の状況など、長期的に勘案していただきまして、ぜひとも町は思い切った施策の展開をしていただきたいということをお願いをしておきたいというふうに思います。

続きまして、2番目に、新予防給付等で取り組みが充実すれば、保険料に影響するが、これもそうなんです。新予防給付というのは、これまでの予防給付からまた再編されてます。かなりこの新予防給付のサービスの内容というのがまたふえているわけなんです。これも利用が多ければ多いほど、またこれ保険料に影響してくるんですよ。保険料がふえると、使わはるだけ使わはったらね。というようなシステムなんです。こ



れにつきましても、斑鳩町がこれまでやってきた取り組みなんかを生かすことが出来るのかどうか、出来るんかということ。それと、引き続いてまたそういう意識をどう持っておられるのかということなんかも、この際ですので、担当の方にお聞きをしておきたいというふうに思っております。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 平成18年の4月から、議員も今おっしゃっていただいておりますように、新予防給付とか地域支援事業などの新たな事業というものが実施をされてまいります。この地域支援事業の中に、保健センターなどが実施をいたしております65歳以上の介護保険の認定をお持ちでない方を対象といたしました介護予防事業等も含まれてくるわけでございます。この介護予防事業を実施をすることによりまして、新予防給付を受ける要支援になる方を抑制することが期待が出来るかと。

さらには、要支援者におきましては、介護保険事業者が提供をします新予防給付のサービスを受けることによりまして、要介護になる方の人数というものも抑制するということが期待出来る仕組みとなっていると、このように理解をいたしております。結果的に保険給付量を抑制をさせることにつながってきて、ひいては保険料の引き上げを抑制することが期待できると、このように考えております。

このようなことから、今後高齢者の急増によりまして増加をし続けることが予想をされます要介護認定者数を少しでも抑えられるように、この介護予防事業と、そして保健センターで実施をします他の保健事業などと、様々な施策につきまして引き続き実施をしてみたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、部長の答弁の中でちょっと気になりましたが、給付抑制をするために、要介護とのね、それは私は見方を逆にして健康寿命を延ばす取り組みという見方をきちっとしておいていただきたいと思うんですよね。給付を抑制するというと、何かノルマがあって抑制せなあかん。それにノルマに追われているような、そんなことになったら困りますので、やっぱりそれは考え方、取り方ですけども、ぜひとも健康寿命を延ばしていくんだと、本当の意味での自分で自分の思うようにその方たちが出来るように健康でいていただくんだということを目指にきちっと持っていたきたいということと、この新予防給付なんかで私ちょっと心配してますのが、現在の要介護1の方ですね、要介護1の方の中で、認知症であったり、認知症に近い状況にあったり

ということですね、そういった方を除いてそれ以外の方は、すべて要介護1から外されて要支援の方に移ってしまう、要支援2という段階が設けられましてそっちへ移ってしまうわけなんですよね。そうしますと、今までから、もともと要支援と要介護ではサービスの種類が違うわけです。要介護1で受けれていたサービスが要支援2になって受けられなくなってしまうという問題があるわけなんですよね。その問題を、その方たちに、被保険者の皆さんにきちっと理解をしていただけるのか。そして、そういったサービス低下になった時に町としてはどのような対応が出来るのか。これは、やっぱりきちっと意識を持つといていただきたいというふうに思っております。ですから、私はこれらについて非常に大きな心配をしているという問題提起を今ここでさしといていただきたいというふうに考えます。

また、本当に細かい政省令が、これは近づけば近づくほどだだどおりてきますので、色々担当も、今現在わかることわからないこととか、本当に国に多分振り回されているんやろうということも十分理解出来ますので、それにつきましては一応ここで置いといておきたいというふうに思います。

それと、3番目なんですが、デイサービス、デイケアの食費についてをここで挙げさせていただきます。ここに書いてますように、介護報酬の39点、調理費ですね、食材費はもともと掛かってましたけれども、食材費プラス調理費という点数の持ち方やったんですけども、今まで調理費は介護保険内やったわけですが、これがホテルコストの導入によって調理費の点数も介護保険外とされましたね。

そんな中で、それでも入所の人、ショートステイの人、こういった使い方をする場合には、補足給付というものがあるんです。低所得者に対する補足給付というのが設けられてて、若干食費について軽減される制度があるんですけども、ただデイサービスやデイケアのように、本当に介護保険の重要な部分、在宅を重視した介護保険の重要なサービスで、この介護報酬調理部分廃止されたことによって、デイサービスとかデイケアというたくさんの方が利用されるこのサービスが値上がりしてしまっているというような状況になっているんですよね。これは、私ちょっとあんまりじゃないかと、やり方としてあんまりじゃないかなというふうに思ってるんですけどね。補足給付がないということは、所得の低い人も高い人も結局は同じ値段で受けなあかんということになるわけなんですよね。施設とかショートステイとかは、補足給付あるんですよ。だけど、これにはないんですよ。在宅を重視すると言いながらそこはされてないと。私、すごいここ

は矛盾を感じているんですけども、このことで低所得者層ですね、今までデイサービス、デイケアを利用されてた方の利用状況などがどのようになっているのか。また、高くなったら、今まででも苦しいながらも行ってたけども、こないして高なったらもうなかなかよう行かんわというて行く回数を減らすとか、値上がりになった分の回数減らす。月8回ほど行ってはったら、4,000円から値上げになるの違いますかね。

ですから、そういう中でちょっと心配を私はしてるんですよ。さっきも言いました、国民年金で3万、4万しかない方が保険料払いもってこの利用をする。それも特に高齢世帯、外部とのつながり、外部との接触をしていただくことによって心身ともにやっぱり健康な状態保っていただくには、こうやって出ていっていただくことは重要なことだと思っておりますので、在宅を重視するのならなぜそこが不十分なのかということが非常に残念でならないんですが、今現在斑鳩町のサービス利用者かなりいらっしゃると思うんですが、こういった方の動向というのはどういうふうになっているのか、影響が出ているのかどうかということを担当の方にお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 介護保険の制度改正で、今、質問者も言われますように、この10月からデイサービスとデイケアサービス利用に伴います食費負担分が、1日当たり39単位が介護報酬から廃止をされております。この改正によって影響を受けるという状況でございますけれども、10月からの制度改正ということでございますので、10月の利用されましたデータというのが、資料というのが、現在まだ私どもの方にも手元に届いておりませんことから、9月分の審査でお答えをさせていただくということでご理解をいただきたいと思っております。

それで申し上げますと、デイサービスにおきましては133人の方が、デイケアサービスにおきましては103人の方に対しまして影響が、9月分として利用されてますので影響が出てくるというように思っております。その影響額につきましては、1人当たりの利用されます平均回数で見ますと、デイサービスでは1カ月当たりお1人12回利用をされまして約4,600円、デイケアサービスでは1カ月お1人9回利用されまして約3,500円の利用者負担というものが新たに発生しているのではないかと考えられます。

町内の主要な居宅介護支援事業所とか通所介護事業所等に制度が改正をされました前後の影響についてということでちょっとお聞かせをさせていただきました。利用者の方

につきましては、食費の負担増につきましては、施設側のそういう説明等も十分にさせていただくということで申し上げておりました。理解をしていただいているということで、特に今まで利用されている方が利用を控えているといったような影響は出ていないということでございました。そういうことから考えますと、低所得者の方への影響も今のところ少ないのではないかとこのように考えております。

制度改正後の10月分のデータというのが手元にないところから、9月分のデータをもとにしての想定出来ることでの答えということでさせていただいたということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） まだ十分数が押さえられてないということなんですが、私自身もそういう心配をしている中で、色々全国的な取り組みを調査しますと、自治体がこのデイサービス、デイケア、こういったものに、制度の中での補足給付はないけれども、自治体が単独で補足給付的な措置をとっているところというのがたくさん出てきております。東京なんかでしたら、各区で、斑鳩町なんかと比べましたら全然数が違うと思うんですね、その対象になれるサービス利用者の数がね。それでも600万、700万という補正予算で東京の各区当たりでもこういうのをやっておられるんです、補足給付にかわるものを、軽減措置をね。

斑鳩町の人数であれば、斑鳩町がするとするならば、どの程度の費用があれば出来るのか。その利用者の動向を見る中で、本当に高齢者の方が、特に単身世帯、高齢者のみの世帯、こういった方々が外へ出られることというのは大事なことですし、在宅介護を重視するのなら、非常にデイサービス、デイケアというのは重要な部分であるというふうに考えますので、今後ぜひ研究をしていただきたい。動向を見て研究をしていただきたいということをご提案させていただいておきます。

それでは、続きまして4番目、町費講師採用の考え方についてお尋ねをさせていただきます。

この問題につきましては、私は非常に斑鳩町がこれまで町費講師の採用についてやっていただいていることについて評価をさせていただいております。財政状況によるというようなことで、以前より講師の数が減ってきているという現実もあるわけなんですけれども、本来なら少人数指導の計画の指針を示している県がもっと人員配置をしていただくなれば、町は無理にこういった町費講師を採用しなくても済むのではないかとこの

ふうには考えているところです。ですから、県の計画倒れのおかげで、わずかな配置しかされてないという状況の中で斑鳩町が努力をせざるを得ないというような状況になっているということは、私は理解をしているつもりですけれども、ただこれまで斑鳩町の教育現場で高齢化してきている教職員をサポートをして頑張っていたいただいた若い講師の先生方のこれまでの功績というものを、私は非常に高く評価しておりますし、子どもさんや保護者からも非常に高い評価をいただいていた、かなりの効果があった、活気を生み出してきている、そういうふうには認識をしております。

そのことも踏まえまして、私は、色々な状況を見る中で、ぜひとも来年度の予算編成におかれても、この町費講師の採用については、斑鳩町の子どもたちのために教育委員会としては、やはり頑張ってやっていっていただかないといけないというふうに考えているところですが、これについて教育委員会の方ではどのように考えておられるのか、来年度の予算編成の時期でもありますので、お聞きしておきたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 来年度予算に向けて学校への講師配置についての考え方ということでございますが、今、来年度予算の積み上げをいたしておりますところでございますので、具体的な数字は今のところ申し上げるところには至っておりませんので、職員配置の考え方についてご報告申し上げまして答弁とさせていただきたいというふうに考えております。

まず、幼稚園でございますが、入園予定者がまだ4月までございまして、この時期非常に出入りが、入退園が多くございます。そうしたことで、確定する人数が2月の中ごろになるのではないかとこのように思っています。そうしたことから、今日までも、幼稚園の配置につきましては一定の基準を持ちまして学級編制を行っておりますので、それに従って適切に配置をしてみたいというふうに考えているところでございます。

それから、小中学校につきましても、これも教員の配置につきましては、いつも申し上げておりますように、県が定めます配置計画基準がございます。それに基づきまして学級数に応じて配置をされるわけでございます。特に、中学校につきましては教科指導ということになっておりますので、教科による教員の配置が適切に行われますように、これからの人事等につきまして注意をしてみたいというふうに考えているところでございます。

そして、ほかに、今日までも障害児教育の充実を図りますために、幼稚園等につきま

しては、個別指導の必要な場合に限って講師の配置をしたいというふうに考えております。また、小学校におきましても、障害児教育の充実を図りますための対応をしながら、個別支援をいたしまして、障害を持つ児童生徒が他の児童生徒と一緒に学ぶ機会の拡充を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（中西和夫君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） まだ数の方については言えないということで考え方を示していただきました。特に、中学校の場合の教科指導ということもおっしゃっていただいたわけなんです。私、保護者の方から非常に、今、たくさんの要望をお聞きしている件があるんです。それは、斑鳩中学校の体育教科ですね。50代の男性の先生が3人いらっしゃるという状況の中で、先生がどうのこうのということよりも、これまで、昨年まで長い期間斑鳩町には女性の体育の先生班中にも1人いらっしゃったんですよ。昨年なんかは町費講師で1人体育の女性の先生置いていただいていたと思うんですけどね、やはり思春期の子どもさんたち、特に女子生徒には、保健体育という教科の性格上、やっぱりこれまでのように1人は女性の先生を配置するという、これ保護者や生徒さんたちからもすごく私も要望されているんです。教育委員会にも要望をしたということはお聞きしているんですけどもね、私は望ましいというふうに考えてます。長い期間女性の教師がおられたことというのは、効果は非常にあったと思いますし、教育環境の整備を図る中では重要なポイントだというふうに私は考えておりますので、ぜひともそういったところを重視をしていただきたいということをお願いさせていただきます。

5分前のブザーが鳴っておりますので、5点目の方に移らせていただきたいと思います。5点目には、子どもたちの体力低下についてということで書かせていただきました。

総合学習が入ってきまして、教科指導なんかも減ってきたとは思っています。我々が子どものころから比べまして、色々な生活環境変わってはきてます。けれどもね、私、最近ずっと体力テストとかスポーツテスト、こういったものをやってる状況を見させていただいているわけなんですけれども、非常に数値がどんどん悪くなってきてるんですよ。50メートル走なんていうたら、小学校の男女でも軒並み最悪になって、走るのが遅うなってるわけですよ、体格がよくなって足も長なっているんですけどね。

そんな状況がある中で、以前から私小学校の体育の指導なんかについても教育委員会に色々申し上げてきた経過もあると思うんですが、特に斑鳩中学校なんかの体育祭、私、

体育祭は保育所から幼稚園全部見させてもらってますが、ここ3年ですかね、中学校でも組み立て体操もなくなってきてると、体育祭の中でね。本当にこれどうなんだろう、それでいいのだろうか、私は非常にこういった問題についても強い懸念を感じているところなんです、これらにつきまして教育委員会としては、何か現在よりさらに進んだ取り組みというようなことなんかも考えておられるのかどうか、こういった現状を踏まえてお聞きしておきたいなというふうに思っております。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、議員おっしゃっていただいているように、確かに子どもたちの体力低下というのは、今、色々なところで言われているところでございます。奈良県におきましても、そうした傾向が顕著に出ているということでございます。昭和60年から平成13年度まで、これについては、今も申し上げましたように、低下傾向が続いてきておまして、ここ数年定常状態にあるのではないかなというふうに思っています。

体力低下の原因についてでございますが、まず子どもの生活環境が大きく変わってきているのではないかなというふうに考えております。例えば、今の子どもたちは余り歩かないというようなことがございます。生まれますと、やっぱり車社会でございますから、どこに行くにも親の自動車に乗せられていくと、行動すると、そして長い距離を歩くことが経験がないというようなことがあるというふうに思っています。そうした家庭での生活環境が大きく変わってきてつつあるということが1つ。

それから、体を動かす機会が非常に少なくなったということが挙げられるのではないかなというふうに思います。それは、やっぱり親の意識にもあるというふうに思います。例えば、危険が伴う遊びについてはさせないとか、あるいは汚れることについてはそういう遊びを嫌う傾向がございますし、それから小学生になっても習い事、あるいはテレビゲーム等々の普及によりまして、住宅地内での子どもの手軽な遊び場所がないということ。そして、子どもが減ってきて遊ぶ仲間がない、そうしたことが、時間、空間、子どもの減少によりまして、子どもたちは室内に閉じこもりがちになってきているのではないかなというふうに考えています。

斑鳩町では、子どもたちの体力低下に歯止めをかけますために、幼稚園では、外遊びを推進をいたしております。また、遊びの中で出来るだけ体を動かす活動を取り入れておまして、それぞれの幼稚園の活動をさせていただいております。また、小学校では、

休み時間の外遊びの奨励をやったり、あるいは耐寒マラソンの実施、クラブ活動の充実等々実施しているわけでございます。

体力テストの結果でございますが、これは斑鳩西小学校と斑鳩南中学校の方で県の体力テストの調査対象になっているわけでございますが、その結果を見ますと、15年から17年、これは年によって、あるいは男女によっても、学年によっても、その年、年で変更はあるわけでございますが、15年から17年度の3カ年の平均をいたしますと、小学校の男子では16項目中11項目がやっぱり県の平均よりも越えているということ、それから同じ小学校の女子では、16項目中すべての項目で県の平均を越えていると、中学校でも15項目中12項目が、あるいは女子の15項目中12項目がやっぱり県の平均を越えていると、こういう結果が出ております。

こういったことから、学校の体育の授業、あるいは社会体育の方でもそうした子どもたちの体力づくりに努めていきたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 時間が参りましたので、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中西和夫君） 以上で、14番、里川議員の一般質問は終わりました。

続いて、13番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） それでは、一般質問にまず先立ちまして、先日の住民の方からぜひ議会の中で一言述べてほしいと、今後の町政運営に対してのご意見をいただきましたので、この場をおかりして申し上げたいと思います。

今回、小城町長は6期目の再選を果たされましたが、その後の決意表明の中で、ご自分の責任の重大さを語っておられたように思います。今、地方分権や情報公開が進み、住民参加の行政運営が進められる中、町長の責任の中でも特に住民に対する説明責任が強く求められていますが、これまでの町政の中でその説明責任が十分に果たせていなかったというところがあるのではないのでしょうか。

今回の選挙結果を見ますと、投票結果の比率では、55対45という結果が出ました。その45に投票された方たちがどんな思いを込めて投票したのか、町長はそのことを十分に理解をして、今後住民に対し説明責任を果たしていただきたい。

また、私たち議員に対しても、議会の中では当たり前になっているようなことでも、住民にとってはわかりにくいので、よりわかりやすい形で議会の内容を住民に知らして



ほしいというご意見をいただきました。財政難の中、単独町制を選んだ斑鳩町が今後どのような運営をしていくのか、行政や議会に対し今住民の皆さんも高い関心を持っており、そのことをしっかり理解して、これまで以上に住民参加のまちづくりを進めるため、私も議員としての自分の役割を再確認し、決意を新たに質問に臨みたいと思います。

それでは、通告書に従いまして私の一般質問を行わせていただきます。

まず、補助金制度についてですが、今、全国的に各自治体で財政健全化の取り組みがされており、その1つとして自治体が交付している補助金の見直しが行われています。さらには、より住民参加、住民が主体の行政運営の形、これが模索される中、各自治体で先進的な施策が行われており、斑鳩町でも住民からそうした取り組みが求められています。以前から私も、住民の方から、町内でボランティア意識の高い人が、例えば実質交通費の支給だけで、高齢者や障害者の方たちのかわりに買い物に行くなど、積極的にボランティアに参加出来る取り組みを進めてほしい、こういった要望をいただいております。こういった形で実現できるのかなど、今でも模索をしているところです。

先日の臨時議会で町長の施政方針演説がありましたが、その中に、公募型補助金制度を創設する、こういった考え方が示されておりました。この公募型補助金制度について、それがどういったものなのかをお考えなのか、制度創設の必要性と制度のあり方について町の見解をお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 公募型補助金制度創設の必要性と制度のあり方についての町の見解を問うというご質問でございますが、阪神淡路大震災以降のボランティア意識の高まりや、非営利市民活動団体が法人格を取得することを可能にしたNPO法の施行をきっかけといたしまして、市民活動に対する認識が急速に広まっております。また、社会意識に関する世論調査、これは2004年1月に内閣府が行ったものでございますが、その中では、約60%の人が社会の一員として何か社会のために役に立ちたいと考えておられるところでございます。

これらを背景といたしまして、今後本町におきましても、環境や防犯、子育てなど様々な分野で自主的な住民活動がますます活発になってくるであろうと予測しているところでございます。そして、これらの住民活動は、複雑多様化する住民ニーズに対しまして、その先駆性や創造性、機動性を生かして、行政サービスの一翼を担っていただけるものと考えております。

そうしたことから、これらの活動を支援する方策の一つとして、支援する分野をあらかじめ定めまして、その中から住民の皆様への企画提案を募っていける公募型補助金制度などの新たな支援策の導入を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） その施政方針演説の中にも、平成18年度、2006年度から検討ということなので、具体的なことについては今後のことになるとは思いますが、今おっしゃいましたように、現在町内でもNPOの団体として既に活動されている方たちもおり、そうした制度の創設、これは私も大いに進めていただきたいというふうに考えております。また、社会のために役立ちたい、そういった方がどんどんと町行政に力をかしていただく、そうすることによって住民参加のまちづくりというのが進んでいくのではないかと考えております。この公募型補助金制度につきましては、町としてもぜひ力を入れて取り組んでいただきたい。

また、答弁いただきましたように、住民ニーズというのは、本当に複雑かつ多様化してきているというふうに感じております。こちらの方からその補助金の対象になるものを提案して、その補助をしていくという形を考えておられるようですが、その住民ニーズというのがどういうものなのか、しっかりと住民の声を聞いて、十分それに対応出来る形で施策の創設をお願いをしておきたいというふうに思います。

それでは、2つ目に、現在、財政健全化検討住民会議の方でも削減の方向で検討をいただいております補助金についてですが、そうした検討していただいている補助金の動きとの関連についてはどのようにお考えになっているか、お聞きしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 現在、削減を検討いたしております団体運営補助金についてでございますが、財政健全化検討住民会議の中間報告では、一律20%カットのご提言をいただいているところでございます。各団体の皆様には、本町の財政状況や将来見通し、財政健全化に向けた取り組みについて十分ご説明申し上げ、ご理解とご協力をお願い申し上げまして、平成18年度では、各団体に補助金10%カットをお願いしてまいりたいと考えております。

補助金の交付につきましては、行政全般にわたり補完的な役割を担ったり、あるいは住民活動の活性化を通じて町勢の発展に寄与しており、町の施策を展開する中で重要な役割を担ってまいりましたが、補助の長期化による既得権化や交付団体の自立の阻害な

どの弊害も見受けられることも事実でございます。

そうしたことから、平成19年度以降につきましては、住民と行政の協働を前提といたしまして、住民意識の高揚と行政の意識改革の中で、公平性、透明性、公益性が確保され、住民の利益に役立つような活動を支援する枠組みとして補助金の見直しをしたいと考えておまして、そうした中で補助金の総額を10%削減してまいりたいと考えております。

厳しい財政状況の中で、歳出の削減は避けて通れない状況でございますが、先ほど申し上げました公募型補助金制度など新たな補助金を見出すことで、本町のさらなる活性化につなげてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 現在、団体の方に出している補助金との関係ですね、それもあわせて見直していただくという視点を盛り込んでいただいて、公募型の補助金制度についても検討をいただいているということですので、今後についても、財政健全化検討住民会議の方の動きとあわせて十分検討をしていっていただきたいというふうに思います。

それで、新しい制度であります公募型補助金制度については、検討するのに今後どういったところで検討をしようと考えておられるのか、その点についてお聞きします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 具体的な検討についてどんな形で進めていくのかというご質問でございますが、まずは既に支援策を導入されている先進地等の事例を研究してまいりたいと考えております。そうした中で本町における支援策を検討してまいりたいということでございます。そして、一定の方向が整いましたならば、担当常任委員会にもご説明、ご相談を申し上げながら支援策の創設を図ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 担当の常任委員会等にも相談していただいて進めていただくということですので、今後、私の方も所属をしております総務常任委員会の方で、引き続きこの制度についての動向を見守っていききたいというふうに思います。

また、先進地の取り組みも研究していただくということですが、既にそういった形で施策を取り入れているところでは、企画、提案型の補助金制度への移行をされている自治体もあり、補助金制度全体を大きく変化させているところもあります。こういった形のシステムが求められているのか、今後総務常任委員会とも相談しながら、より

よい制度の実現をお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次に、学校給食の民間委託についてですが、先日の総務委員会にも一定の説明等していただいたところでありますが、この学校給食の一部民間委託につきましては、県下の自治体で既に委託を行っているところもあり、その後の経過について、よい面も悪い面もあるということをお聞きしておまして、その点について非常に心配されることも多いことから、今回一般質問として取り上げさせていただきました。

では、まず、民間委託の必要性と教育の一環としての位置づけについて町はどのようにお考えになっているのか、見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 給食業務の民間委託の必要性についてということでございますが、まず斑鳩町の学校給食の運営につきましては、現在、正職員12名、臨時職員11名の体制で自校方式で各学校におきまして実施いたしております。

そうした中で、平成17年度末で3名の退職予定がございまして、現在のままで、臨時職員数が正職員を上回る体制で給食の調理業務を行っていくこととなります。また、そのほかにも、定年を控えた調理職員も多く、このままの状況で退職職員を臨時職員で賄っていきますと、一部の正職員に大きな責任や負担がかかってくるようになってまいります。さらに、退職によります補充の採用を行わないために臨時職員の人数が増加することに伴いまして、臨時職員の確保が大変難しい状況になってくるというふうに考えております。そうした中で、より安定した人員を確保するためにも、平成19年度から、学校給食の調理、あるいは洗浄業務を民間に委託いたしまして実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、給食の教育の一環としての位置付けでございますが、学校給食法の第2条に示されておりますように、学校給食の目標につきましては、1つに、日常生活における給食について正しい理解と望ましい習慣を養うこと、2つ目に、学校生活を生かした、学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと、3つ目に、食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること、4つ目に、食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くことが挙げられています。斑鳩町におきましても、これらの目標の達成を目指しまして、教育の一環として給食を実施しているところでございます。

これらの給食に係ります指導等については、従来どおり、学校の教職員や学校栄養職員により行われるものでございまして、調理、洗浄、清掃部分を委託することによりま

して、そうした給食に影響の出るものではないというふうに考えております。

一方、栄養面につきましても、学校給食の基本となります献立につきましても、従来どおり学校栄養職員が栄養量を考えまして作成をいたしますし、食材につきましても、今日までやっておりますように、学校栄養職員が献立に基づきまして、安全で良質なものを選びまして、食材を選びまして発注いたしますので、委託によりまして冷凍食品やとか、あるいは加工食品がふえるということもないというふうに考えております。

したがいまして、学校給食調理・洗浄業務の民間委託は、教育の一環としての学校給食にも影響がないものというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） この民間委託によって、1つには、サービスの向上や低コスト化、こういったことを図っていくという考え方もあるのかなというふうに思っているのですが、この点につきましては、営利のみの追求になってしまわないようにしてほしいというふうをお願いをしておきたいと思います。

また、先日いただいたこの「斑鳩町の学校給食について」というパンフレットがありましたが、その中に、「調理員と児童生徒の心のふれあいは、委託しても大切にしていきます」というふうに書かれた一文があったんですが、給食調理員さんがこれまで築いてきた心のふれあいというのは、今この時代の中では非常に大切なものになっているのではないかとこのように思います。これまで町行政としても、磁器食器を使ったりランチルームをつくったりして、学校給食には特に力を入れてこられた。また、自校方式は守るとおっしゃっていただいておりますが、そうした力を入れてきて行政を含めて地域ぐるみで子どもたちを見守り、そうした目でもって斑鳩町は子どもたちを育ててきた。このことで斑鳩町の子どもたちが真っ直ぐ育ってくれている一番の要因であるというふうに思っています。また、ほかの町村からも、斑鳩町のような学校給食を目指そうと、近隣の中でもお手本のような存在として見られてきたのが斑鳩町の学校給食じゃないかというふうに思っています。それが、今回民間委託をするということを聞いてびっくりしていると同時に、非常に残念だという声も他の町村で、学校給食に携わっている方からもそういう声をお聞きしております。

そうしたことから、町の方で臨時職員として来ていただいている臨時職員さん、定職員さんも含めてですけれども、町の方で町の職員として働いているそういう学校職員さん、栄養職員さんも含めてそうですけれども、そういった方との心のふれあいというの

は、委託した後はどういうふうにして守られていくのか、その点についてお聞きしたい  
と思います。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 調理従業員と、それから児童生徒の心のふれあいということ  
どう守っていくのかということですが、調理員と児童生徒との心のふれあい  
につきましては、現在も行っておりますし、委託いたしましてもそうしたことは  
大切にしていきたいというふうに考えております。児童と生徒の心のふれあいを  
図るよう、受託業者にそうしたご指導を徹底してやっていきたいというふう  
に考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 確かに、町の方としてそういう指導を業者の方にはして  
いただくようなことは聞いておりますが、他の自治体の方で既に取り組んでいる  
ところでお聞きすることでは、来られる調理員さんが毎日違っていると、  
そういった状況もあり、指導の徹底がなかなか出来ない、そういう声も  
聞いておりますが、その点については町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） この受託業者が決まる、あるいは入札の条項、  
条件というようなことにもなってくるかと思うんですが、私はやはり  
同じ人が毎日来ていただけるような方向で受託業者の契約をする  
考えでございます。ただ、病気とか一時的に交代ということはあり  
得るわけですが、今おっしゃっているように、日替わりのように  
従業員がかわるといふことには私は考えておりません。そういうことは  
したくないというふうに思っております。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） なるべく同じ人が、やはり斑鳩町のことを理解して  
子どもたちに食事をつくっていただきたいというふうに思いますので、  
そのことにつきましても契約の時に、しっかりとそういった内容で  
契約が出来るよう、事前に整理等お願いをしておきたいと思  
います。

次に、民間委託の導入に当たっては、町としても関係者から意見を聞いて、  
そして検討をしていただいているというふうにお聞きをしておりますが、  
保護者や教員、また現場で働く給食調理員、栄養職員の声の反映について、  
これについては、そういった方た

ちにどういった聞き方をしているのか、またそして聞いてどういった答えが返ってきているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 委託に際しましての保護者、あるいは先生方の意見ということでございますが、今年の10月に斑鳩町のPTA連絡協議会との懇談会をいたしました。また、斑鳩町の学校給食運営委員会で説明もさせていただいているわけでございますが、そうした中でいただいた意見につきましてご報告申し上げたいと思います。

保護者の方からは、委託に際しましては、やはり衛生管理等について業者のレベルアップに努めてほしいと、こういうご意見でございます。これは、私たちどうしても、やはり日々の衛生管理を十分徹底いたしまして、食中毒のない、安全で安心な給食を提供するということには考えておりますし、現在もそのように進めているところでございます。

それから、アレルギー除去食を委託になっても実施してもらいたい、こういうご要望もございました。これにつきましても、現在も行っておりますので、そうしたことについては、受託業者にそういうものを徹底させていただいて、栄養士からの調理、あるいは食材についての指導をしていきたいというふうに考えております。

それから、学校の職員及び学校栄養職員からのご意見ということでございますが、こういった民間委託に対しましては、若干の内容を契約書に記載してほしいという点もございました。その内容につきましては、例えばごみ袋のごみ投入量などの書類、あるいは書類につきましては受託業者で記載してほしいと、こういうようなこと。それから、毎年小学校でやっております卒業バイキングを継続するなどの意見がございますし、また斑鳩町独自の業務もございますので、学校給食の円滑な運営につなげていきたいというふうに考えておりますし、それぞれの役割分担を再度確認いたしまして、適切に業務を行ってまいりたいというふうに考えております。

給食の調理員につきましては、学校給食の調理・洗浄業務の民間委託は、調理員の退職数にあわせまして順次実施する考えでございます。職場状況の改善につながるものというふうに考えております。なお、平成19年度に民間委託を実施をしない学校につきましては、正職員と臨時職員によります従来どおりの方法で学校給食の運営を行ってまいりたいと、このように思っています。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） またそうした方たちの意見を反映していただけるということなので、これまで斑鳩町が行ってきた取り組み、また安全性、安全面の確認等が後退することのないように十分に意見を反映していただきたいというふうに思いますが、あと、関係者以外ということで、実際に食べている子どもたちの意見というのは、どういう形でくみ取ってどう反映させていこうと考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 子どもたちや保護者の意見ということでございますが、受託業者の委託業務の一環といたしまして、給食の味、あるいは質の調査につきましては、受託側の従業員も含めましてそうした実施状況を調査すると、あるいは検討するというような機会を設けていきたいと思っておりますし、あるいは保護者と学校、あるいは教育委員会、あるいは受託会社との懇談会を開催することも検討をいたしております。そうした懇談会等で、学校、保護者等々の意見を十分聞いてまいりまして、改善すべきところはその都度改善を図ってきたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） すみません、私ちょっと今一定聞き逃した点もあったんですけども、懇談会等で意見を反映していただけるということですが、あわせて質問もさせていただきたいと思うんですが、委員会でも私の意見として言わせていただいた部分で、保護者の方全員にアンケートをとっていただくという考えについては、その考えはその時にはないというふうにおっしゃっておられましたが、今の段階についてはいかがでしょう。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） この件につきましては、前回の委員会でもご答弁申し上げましたように、アンケートの考えは今持っておりません。ただ、その時申し上げましたように、各学校のPTAの役員の方にお話をさせていただいておりますので、各PTAの方から各学校で説明のご要望がありましたら、私の方からその学校に参りまして説明をさせていただくということについては、以前も申し上げましたとおりでございますので、そのように実施したいというふうに考えています。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今回、試験的に民間委託をまず1校、もしくは2校等でされていくということですが、最初の段階でアンケートはとらない、今後説明には赴くという



ことですが、途中の段階、実際に委託をして何年かたった時点で以前の委託する前と比べてどうであったのかということのを再検討する体制も必要だというふうに考えます。業者が悪ければ、その時点で解約をして新たな業者と契約を結ぶということは出来ませんが、ある程度の期間、何年かして、委託前と委託後で変化があるのかどうか、そういった検討の際に、子どもたちにアンケートをしたり保護者にアンケートをしたりして、一度見直しをするという視点も必要だというふうに考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、ご心配いただいておりますことにつきましては、通常の事務事業でも同じでございますが、その状況と時代のニーズに対応いたしまして見直しをしてまいりたいと考えております。そして、改善を図るべきと考える場合、それは即座に改善を図っていききたいというふうに思っていますし、委託業務につきましても、同様にその都度その都度検討を加えながら、改善すべきところについては改善をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 一定の期間がたった段階で検討をしていただいて、また担当常任委員会等にもそういった相談をしていただきたいというふうをお願いをしておきたいと思えます。

次に、契約業者に対する指導についてということですが、既に民間委託を導入しているところからお聞きをすると、業者との話し合い、指導といったところで様々な問題が起こっているということで、この点について一番心配がされるんですけども、主な点についてお尋ねをしておきたいと思えます。

先ほど、保護者の方から、アレルギー除去食等に対応していただきたいという声を聞いて、それも反映するというお答えをいただいておりますけれども、これまで栄養職員さんや給食調理員さんが、児童一人ひとりに対してそうした配慮を行ってきていただいているというふうに思えます。それが、先ほどのアレルギー除去食、またアトピーの方に対する調理だと、細かい配慮をしていただいているというふうに思うんですけども、そうしたことの徹底というのが出来るのかどうか。この点について非常に心配がされるんですけども、こういったところは契約の段階でそういったことを盛り込んでいただけるのか、またそうした契約には誰が目を通すようになっているのか、その点について

お聞きしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 受託会社に対します指導についてのご質問でございますけれども、受託会社への主な指導事項を説明させていただきますと、まず調理業務につきましては、学校栄養職員が受託会社調理員に、献立、あるいは調理方法、作業工程の説明を行いまして、受託会社調理員が献立表どおりに調理をすると、こういう手順でございます。

また、洗浄業務につきましては、使用した食器等を洗浄いたしまして、斑鳩町のごみの分け方、出し方に従いまして分別をし、排出していただくということでございます。その作業後直ちに給食室内の清掃を行うことといたしまして、衛生管理につきましては、厚生労働省作成の大量調理施設衛生管理マニュアル及び文部科学省作成の学校給食衛生管理の基準に従いまして、確実に衛生管理を行うことを義務づけてまいりたいというふうに考えております。

特に、安全と衛生につきましては、町の教育委員会、あるいは学校、受託会社が一体となって、管理体制の充実に細心の注意を払いますと共に、受託会社に対しましても、食材の管理、食器の洗浄あるいは消毒、施設の清掃等についても厳しく指導をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） そうした細かいところの指導徹底ということで契約を結んでいただいて、そうしたことを行っていくわけですけれども、例えば栄養職員さんがその業者に対して指導する時に、細かいところの指導をしようと思うと、どうしても個別に行っているその現場で調理員さんに対して指導を行っていかねばいけないというふうになってくると思うんですが、そうした際に、他の自治体でトラブルがあったと。職業安定法の44条というところで、直接業者じゃないところから、例えば町の栄養職員さんがそうした直接指導を行ってはいけないという法律があるということで、その指導が出来なかったという例があるというふうに聞いておりますが、町としてはその法律の解釈というのをどのように考えておられるのか、お聞きをしておきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 職業安定法第44条の解釈ということでございますが、この条例によりますと、給食調理、あるいは洗浄業務を民間に請負契約により委託した場合、

学校栄養職員が委託後、給食室に立ち入り、それぞれの調理従業者に直接指導を行うことは出来ないということでございます。しかしながら、検査という形で給食室に立ち入ることは、契約上定めがあれば問題がないというふうに言われています。そうした契約の中にそういう条項を1項設けておきまして、検査の中で指導すべき点があれば、受託会社の責任者、必ず責任者がいるわけでございますが、その責任者にその旨を伝えて、責任者からその内容を各従業員に伝達する形によりまして指導を行っていくというふうにしてまいりたいというふうに考えております。そうすることによって法律に抵触することはないというふうに理解をいたしております。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） そうした形で、やはり事前に対応出来るものは契約の段階から盛り込んでいただき、やはり衛生面等の心配もされていることから、そうした指導も出来るように体制を整えていただきたいというふうにお願いをしておきます。

また、契約の内容ですね、これにつきましては、やはりその内容を示して業者等今後入札をしていくのか、そういうことになっていくというふうに思うんですけども、その契約内容を示したものだというのは、事前に所属の委員会等に相談していただけるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 契約の内容ということでございますが、これは業務内容等、あるいは委託します条件等を記載した仕様書をまず作成いたしまして、その仕様書をもとにして入札をしていくわけでございますが、その仕様書の作成に当たりましては、やっぱり今まで申し上げておりますように、保護者の皆さん方から、あるいは学校の教職員からいただいた意見等々を留意しながら、その仕様書の中に定めていきたいというふうに考えております。そうしたことを踏まえて契約をさせていただきたいというふうに考えております。

また、この給食業務の委託につきましては、その都度その都度また総務委員会で、担当委員会でご報告させていただきながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 事前に契約を結ぶ前に担当常任委員会の方に諮っていただけるといふ答弁をいただきましたので、そのようをお願いをしておきたいと思っております。

あと、給食運営委員会と斑鳩町内の学校給食については、その運営委員会で随時給食

の内容等について色々意見を交わしていただき検討を図っていただいているというふうに思いますが、そうした日常的な細かい管理体制と、あと給食運営委員会での色んな意見の反映について、業者の方にも直接そうした意見が反映される方がよいと考えるのですが、例えば給食運営委員会から求められた際には、そういった業者がそこに赴いて直接意見を聞くということが出来るのかどうか、またそうした体制をとってほしいというふうに考えますが、いかがでしょう。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） こういったことについては、先ほども申し上げましたように、やっぱり懇談会的なものも設置していく必要があるだろうというふうに考えております。そうした中で、給食運営委員会というものにも反映するかどうか、これはまた給食運営委員会の内容にも、趣旨にもよりますので、そうしたことも十分検討をしながら対応をしていくということで考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 私も少し打ち合わせの段階でお聞きをした時には、その委員になるのは難しいんじゃないかということはおっしゃってましたけども、意見を聞く等の出席等は出来るようなことも考えておられたようなので、ぜひそういうことが出来るように給食委員会等にも話をさせていただきたいというふうにお願いをしておきます。

今回の学校給食の一部民間委託については、町行政として委託をしていく方向で示されていますが、議会の議決を必要としない、そういったものでありますだけに、やはり要所要所でよく所管の委員会とも相談をして進めていっていただくよう、最後に重ねて要望して次の質問に移らせていただきたいと思います。

それでは、次に人事評価制度についてお尋ねをしたいと思います。

これにつきましても、先日の臨時議会において、町の施政方針の中で、第7の視点、行政改革と住民参加として人事評価制度を導入したいという意向を示されておりますが、以前に人事院勧告が出された際にも、給与構造の改革ということで基本的な考え方が示されておりました。また、斑鳩町としても現在、直接給与には結びついておりませんが、既に人事評価制度を取り入れており、そうした関係から、現段階においてこういった形でこの新たに人事評価制度の導入を行おうとしているのか、町の見解をお聞きします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 人事評価制度導入に当たりましての斑鳩町の実情、基本的な

考え、課題、問題点等、また今後の取り組みについてのご質問でございます。

当町におきましては、職員の職務業績を客観的かつ継続的に把握することによりまして、職員の能力開発や指導育成、昇任選考等に反映させることを目的といたしまして、平成9年4月から、斑鳩町職員勤務評定要綱に基づき、職員の勤務成績を評定し、公務能率及び職員の資質の向上と公正な人事管理を行っているところでございます。

その評価につきましては、管理職によりまして、第1次評定、第2次評定の2段階の複数評価で毎年上半期、下半期の2回実施しております。その結果につきましては、昇任等の人事管理に利用しておりますが、現在、給与への直接的な反映は行っていないところでございます。

そういったことでございますが、民間企業では既に特別給、いわゆるボーナスがございますが、その査定が広く取り入れられております。本年の人事院勧告におきましても、公務員の人事管理全般について、時代の要請に的確に対応した改革を進めることは重要な課題であることから、公務員の人事管理に関する報告もなされているところでございます。

こうした社会情勢、実態等を背景といたしまして、当町におきましても、組織を活性化し、職員一人ひとりの能力を最大限に活用していくには、職員が日々努力を重ね、達成した業績を的確に評価し、給与に反映させていくことは必要不可欠であるという考えから、そのシステム導入に向け検討しているところでございます。

当町におきましては、現在、先ほど申し上げましたように、こういう判定につきましては昇任試験に利用しているだけでございまして、直接給与には反映させていないということから、職員には自分の評価に余り関心がなく、ないといえますか、低いのではないかと考えております。

しかしながら、一方では、評価する側につきましては、評価を行った結果、その評価により職員の意欲を低下させていないかについて考えることもございます。

こうしたことから、今後の取り組みといたしましては、人事評価の給与への反映に当たりましては、現行制度の運用改善を行うために、先進地の人事評価システムを調査研究いたしまして、評価基準の制度をより高め、客観的で公平性や透明性が高いシステムの構築に向けて進めてまいりたいと考えております。

また、あわせて、そのシステムの導入に際しましては、職員や、また職員団体に対しましてそのシステムの理解を得られるよう十分協議をも行っていくことが必要では

ないかと考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 評価システムの導入ということですが、部長おっしゃっていたように、職員さんの資質の向上という面では、大いにその向上を図っていただきたいというふうには思うんですけども、この評価システム自体が、民間でそういうふうに行われているからということでそれを取り入れる傾向が強いのではないかとこのように感じるんですが、民間というのはやはり公務員と違まして、営利、利益を第一に考え業務を行っているわけですが、やはり公務員というのは何を第一に仕事を行っているのかといいますと、住民サービスの向上ということを第一に考えて行っているという点から、評価制度について公務員にはなじまない点があるのではないかとこのように考えますが、評価制度のメリット、デメリットについてどういったお考えをお持ちでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 評価制度のメリット、デメリットでございますけれども、メリットにつきましては、先ほど申し上げましたような、そういう職員にやる気を起こさせると、そういったこと、また日々の努力に対するそういう評価に対してそれに報いるということにつながっていくということからはメリットがあると思っておりますけれども、デメリットといたしましては、それをどう評価するのかというような、客観的に評価、そういったものをどう評価していくのか、そういった面についてのやはり難しさがあるということから、国においてもやはりそういった確立に向けて研究をしていくというようなことで申されております。我々もいたしましても、そういったことを見据えながら、先ほど申しましたような、職員も、いわゆるされる側もする側もやはり納得出来るようなシステムの構築に努めなきゃならないと思っております。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） そうですね、やはり部長おっしゃいましたように、公正な点から評価をしなければいけないということですが、その公正という点で、やはり各担当課色々持っておられる仕事も違まして、また住民さんに対する対応の仕方も違ってくるというふうに思うのですが、それを一定全員同じ基準で評価をしなければいけない、そういったところにこの評価制度の難しさがあるというふうに思います。

また、そうしたことから数値としてあらわれてこない部分というのがやはりあるので

はないか、またそうしたところも住民の皆さんからは評価をいただいている部分もあるというふうに考えますが、評価制度を取り入れることによって、その評価基準になっている部分にのみ執着をする、そうした競争型の傾向が職員さんの中で生まれてくるのではないかと。そうしたことが、悪い意味で競争を持ち込むことによって、住民から見た町行政全体の基準が下がってしまうのではないかとという心配をしております。

また、国の方の示している形としては、給与を引き下げるということを前提に置いた制度改正ということが示されているように感じますが、斑鳩町として給料を引き下げるために導入をされるというふうに考えておられるのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） この導入につきましても、あくまで住民サービスの向上に職員が切磋琢磨するということが第一の目的でございます、その結果としてはやはりやる気のある者とない者、それはおのずから若干の差をつける必要はあるだろうと考えております。しかし、先ほど申し上げましたように、第一の目的はやはり住民サービスをいかに向上させていくかということが目的でございます、ただ単に給与を引き下げる目的でやるわけではございません。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、公務員の方も人事院勧告がなされた際には、民間の給料との格差ということで引き下げが行われておりますが、逆にまた春闘など民間の給料を決める際にも、公務員の方が低いからということで、お互いが下げ合っている、お互いを理由にして引き下げを行い、どんどん下がっていっているという傾向があるように思います。今度の制度改正というのは、直接職員さんの給与に結びつく重要な問題でありますことから、職員団体等にも今後十分懇談、交流を図っていくというふうに部長おっしゃっていただいておりますが、組合の方ともよく相談をしていただけて十分意見交換を行っていただきたい。

さらには、公正な点で基準を設けるというのが、やはり非常に難しい。そういったところから、国の方としても5年間の期間を設けて、その期間で十分に制度の整合性を図っていくようにという方針ですから、斑鳩町としても余りあせって取り組まないようお願いをしておきたい。組合との相談と、十分時間をかけて研究して行っていただくというこの2点についてお願いをしておきたいと思いますが、答弁をいただきたいと思

ます。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 新しいシステムの導入につきましては、先ほど申し上げましたように、国の動向、また先進地の事例等を十分検討し、そういったことを踏まえまして拙速にならないような制度の確立に向けて努力してまいりたい、そういった考えでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） それでは、この質問については終わりました、次の質問に移りたいと思います。

次、アスベスト問題についてということですが、9月議会の際にもアスベストの問題について質問をさせていただきましたが、全国の状況を見ましても、その後アスベストによる肺がんや中皮腫などの健康被害はさらに拡大をし続けており、日ごとに深刻さを増しています。先日発表された人口動態調査では、昨年1年間の中皮腫による死亡者は、統計を取り始めた1995年以来約2倍の953人にまで達しています。政府は、9月29日に開かれたアスベスト問題の関係閣僚会議において、労災補償の対象以外の一般住民を含む被害者も隙間なく救済するためのアスベスト新法の概要、石綿による健康被害の救済に関する基本的枠組みというのを発表しましたが、そうした国や、また県の動向も踏まえまして、9月以降の状況についてお尋ねをしたいと思います。

9月に質問させていただいた以降で、町の窓口への相談件数とその内容について、前回の比較も含めて状況を教えていただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 7月7日にアスベストによります健康被害につきまして、新聞報道がなされました。また、アスベストを使用しております事業所が当町にも存しておりましたことから、住民の方々に不安を与えない、また住民の方々の相談を受ける総合窓口として環境対策課が対応をいたしております。それにつきましては、今質問者も言われてますように、9月の一般質問でもお答えをさせていただいたところでございます。

それから後の関係で、それ前とそれから後の比較をしてということでご質問をいただいておりますけれども、8月末までで33件の相談がございました。その相談の主なものとしたしましては、健康に関する相談と、住宅に関します相談、これはその中にアス



ベストが使用されておるのではないかとということにご心配をなつての相談でございます。

それから、その後の9月から11月末までの3カ月の関係で申し上げますと、相談件数にいたしますと4件と、かなりの数の減少という形になっております。その4件の内訳でございますけれども、健康に关します相談が2件と住宅に关します相談が2件ということでございます。

なお、健康に关します相談の内容でございますけれども、元従業員の方からの相談が1件、これは健康診断を受けたいんだけれどもどうしたらいいんだというご相談でございます。それと、竜田工業がアスベストを使用して製品をつくっておりました。その使用していた時期等をお聞きになってこられたのが1件。健康に关しますのがその2件でございます。

住宅に关します相談につきましては、2件とも、自宅の建物にアスベストを含んだスレート板が使用されているけれども、飛散のおそれはないのかというご相談の内容でございます。一応8月までの分と、それから後の分で、私どもの方にご相談をいただいた件数と相談内容ということでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、11月末までで新たには4件ということで、その内容についても、健康のことと住宅のことということで答弁をいただきましたが、そうすると、例えば廃棄物、アスベストを含む廃棄物をどうしたらいいとか、あと労災認定等の相談というのは来ていないということによろしいんですか。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今のところ私どもで把握しております相談というのは、9月にもお答えをさせていただいたかとは思いますが、斑鳩高校での化学の実験に使います時に生ずる分の1件だけであるということでございます。それと、私どもの方にあるのは、労災認定の関係で、受けられるかどうかということのご相談であったかというのは、ちょっと内容はあれなんですけど、保健センターの方に1件そういうご相談があったようには聞いております。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 保健センターの方に労災認定等の相談が1件あったということですが、私の方としまして、先日王寺町と合同でアスベストに対する報告会を行った際に、そこに来ていただいた方から、今、中皮腫については労災認定は受けれるが胸膜

症だと認定がされないのか、そういった相談もいただいた傾向がありまして、今後また労災認定の相談についてはふえてくるというふうに思うんです。そうした際にも、町の方に相談があった時には対応をしていただきたい、県とも連携を図って対応していただきたいというふうをお願いをしておきたいと思います。

また、今、国会の方でも法の制定に向けて色々な聞き取りを行っている状況であります。斑鳩町としてもそうした住民の方や、また被害者の方から色んな声を聞いて、アスベストが原因で被害を受けているすべての方が国によって補償されるよう、町としても声を上げてそうした情報を国の方、県の方に提供をして、しっかりとした法制定が出来るよう町の方としてもご尽力をいただきたいというふうをお願いをしておきたいと思っております。

それでは、次に、以前にも行っていただいております、今でもまだ結果が全部出ないとは思いますが、竜田工業が行った健康診断の結果についてお聞きをしたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 竜田工業が実施をした健康診断の結果についてということでございますけれども、11月18日にニチアス王寺工場、そして竜田工業が実施をされました健康診断の中間発表ということで、奈良県の方で発表をされております。その際の中間の報告ということで、10月26日現在の状況を発表をされておるんですけれども、私どもの方にも竜田工業の方からその状況の報告というものを受けておりますので、それらをもちましてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、健康診断を申し込まれました人数でございますけれども、352名の方が申し込みをされております。その中で、296名の方が1次検診を受診をされております。申し込み者の352名と受診済みの296名で、56名の方がまだ未受診という形になっておりますけれども、これは元従業員の方、もしくは近隣住民の方でおられた方が斑鳩町を出ていかれまして、町外で地方に住んでおられる方がほとんどの方で、56名になっております。この方々につきましては、こちらへ来て受診をしていただくということは、ちょっと無理なこともございますので、地元の、その住んでおられる近くの病院でX線撮影を受けていただきまして、そのフィルムを竜田工業指定の、9月にもお答えをさせていただいておりますけれども、2つの医療機関に指定をされております。その指定されているところでその専門医が検診をするということになっております。その検

診がまだ終了していないのか、それとも未受診、そのまままだ1次検診も受診をされておられないのかという状況は把握は出来ておりませんが、そういう方々につきまして、未受診の扱いで56名の方という形でさせていただいております。

1次検診を受診された252名の方で、結果が判明しておりますのが、95名の方が異常がないということでございます。そして、2次検診の方に回られているのが残りの157名の方であるということでございます。その中で、新聞報道でご承知をいただいておりますように、ニチアスの王寺工場と竜田工業の合計の数で色々な数値が発表されておりますので、こういうことでご理解をいただいておりますと思います。

そういうことで、竜田工業1社での2次検診結果を申し上げますと、特定の項目につきましてはお1人の方しかおられないというような状況もございますので、個人が特定されるような状況にもなりかねませんので、2次検診までのこの数値でお答えをさせていただいたということで、ご理解とご了承をいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） それでは、時間が参りましたので、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（中西和夫君） 以上で、13番、木澤議員の一般質問は終わりました。

午前11時20分まで休憩いたします。

（午前11時03分 休憩）

（午前11時20分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

次に、3番、飯高議員の一般質問をお受けいたします。3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） これより通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず、1番目の災害に備えた防災体制について。

昨年10月23日に発生した新潟中越地震から、今年1年の間、地震、台風、自然災害を含め多くの死者、重傷者、住宅被害という深刻な被害をもたらしました。このように、災害が突きつけた課題は非常に大きいと思います。災害時医療、高齢者や障害者の避難の問題、被害を最小限にする備えは何か、今後被災地の教訓を生かし、実態に即したわかりやすい避難時のあり方、被災後の住民、災害弱者を守るための備えは十分なのかを考え、防災に対する見直しとその体制の強化が求められている。

災害は忘れたころにやってくるといいますが、今は災害は忘れずにやってくるという見方があるように思います。いつ起こるかわからない災害に対して、着実にその準備をすることにより、いざという時にその効果が発揮される。最小限の被害にとどめるためにも、減災のために常に防災の強化を怠ってはならないと考えます。町として、被災時の対応、災害備蓄品の確保等の体制の強化を図っていただいておりますが、昨今の被災地での教訓により、さらに防災の強化が必要とされるところがあるのではないかと考えます。

そこで、この点を踏まえて3点についてお伺いいたします。

まず1点目の、減災のためのわかりやすい情報について。

最近、災害発生時で、外国人、青少年、高齢者への情報伝達がスムーズにいかないことが指摘されております。特に、さきの神戸で被災した外国人の多くは、避難情報も救援情報も得られなかったとのこと。このような時、誰にでもわかる言葉で情報提供すれば、被害を抑えることが出来たのではないかと考えます。そこで、町として、このような減災のためのわかりやすい情報伝達の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 町の避難所施設について、外国人、子どもなどにわかりやすい表示方法についてのご質問でございますが、現在の避難所施設の住民の方への案内、周知の方法といたしまして、1つといたしまして、各避難所施設の玄関などの入り口付近に避難所である旨の看板を設置すると共に、避難所施設周辺には、誘導案内板を関西電力の電柱等に設置を行い、避難所施設の案内を行っております。

表示の内容につきましては、避難所施設のシンボルマークとして、一般的に使用されております緑十字の記号に大きく漢字で避難所と表示し、あわせて避難所を意味する英語、SHELTERを併記し、施設の名称、避難時の注意等の内容を看板に表示しております。

2つといたしましては、町の広報紙に避難所施設を定期的に掲載すると共に、町ホームページにおきましても情報の掲載を行っております。

3つ目といたしまして、外国人の方に対しての案内、周知方法といたしましては、先ほど申し上げました避難所施設及び避難所施設周辺に設置いたしております案内板、誘導看板において、SHELTERと英語の標記を行いますと共に、町ホームページの英語版におきましても避難所施設の情報を掲載しております。

また、住民課の窓口におきましては、外国人登録申請等の手続に来られました外国人の方に対しまして、緊急時の対応方法や行政サービスの情報をまとめました斑鳩町行政ハンドブック、これは英語、スペイン語、ポルトガル語、朝鮮語、中国語の5カ国語を作成いたしておりますが、この行政ハンドブックの中にも、町の避難所施設を掲載し配布させていただいているところでございます。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 今、部長の答弁をお聞きいたしまして、町として各所に避難所の誘導用の看板が設置されている。また、その中には緑十字、また外国人に対しての指示もされているということであります。

特に、避難所に設置されている看板でありますけれども、果たして現在においてその看板が住民にわかりやすいようにされているのかということ、少し私自身疑問に思うわけでありまして、最近視察等であるまちに行きますと、避難所の看板が色々とわかりやすいように工夫されているというのが目につくわけですが、例えば避難所の看板に、やさしい日本語で、「逃げるところ」という文字、またそれが大きく書いてある。説明がされているわけですが、それとまた、当然平仮名をつけたり、また人が逃げる様子を簡単な絵柄で、人文字というんですか、表示してあったり、誰が見てもすぐわかるように工夫されている。情報の伝達が住民の方にしっかり認識していただけるようにそのまちは考えられているとは思いますが、今後このような避難所の看板の工夫が必要であると私自身考えるのですが、町としての考え方をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 避難所の案内看板について、平仮名表記やわかりやすい図記号による案内看板の整備について町としての考え方のご質問でございます。

質問者が言われますように、近年、避難所施設の案内看板の表記が、これまで広く避難標識の図記号として使用されておりました緑十字を人文字による図記号に変更されたり、漢字のみでの表記を一部平仮名表記、例えば「避難場所」を「ひなん場所」というように変更される。今、質問者は、避難場所を逃げるところというようなことで申されておりましたが、このように変更されるなど、看板の案内表示を変更されている自治体が見受けられるようになってきております。

これは、緑十字の図記号につきましては、一部の外国では異なった意味で用いられていることから、変更されているものでございます。国際的に見た場合につきましては、非

常口で用いられる図記号の人文字は、屋内での避難誘導標識としてISO登録がなされ、国際標準規格になったことなどを受け、国際化への対応として変更されてきているものでございます。また、平仮名表記につきましては、避難所看板の表示方法の見直しを行う中で、よりわかりやすい表示として変更されているものと理解しております。

本町といたしましては、現在の表示内容が広く住民の方の中で定着しているものと考えておりますが、外国人の方や子どもなどにも広くわかりやすい表示について、こうした国際化への対応を含めた表示方法の見直しの動きも踏まえまして、今後切り替え時期等も勘案しながら十分に検討をしてみたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 今、部長のご答弁ありましたように、今後も被災時において、住民の方にわかりやすい情報伝達を検討していただくようお願いしておきます。

次に、2点目の避難所のバリアフリー化について。

現在、町には20カ所の避難所があります。災害時には、たくさんの被災者が駆け込んでこられます。特に、子ども、障害者、高齢者の方には、その受け入れるための避難所の整備が出来ているのかが心配であります。少なくとも避難した場所で安心して生活出来るよう配慮する必要があります。20カ所の避難所、学校、保育所、体育館、公民館等がありますが、バリアフリー化についてどのように整備されているのか、その現状についてお伺いをします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 避難所のバリアフリー化の現状についてのご質問でございますが、質問者も言われてますように、本町には20避難所施設がございます。その避難所施設について、障害者用トイレの有無、エレベーター・スロープ等の昇降施設の有無、展示ブロック・音声ガイド等の施設の有無の3つの項目について整理を行いまして、避難所のバリアフリー化の現状についてご説明を申し上げたいと思います。

1つ目でございますが、障害者用のトイレの有無につきましては、障害者用トイレのある施設は、小中学校、公民館、体育館をはじめ14施設、計21カ所となっております、障害者用トイレのない施設は6施設となっております。

2つ目でありますエレベーター・スロープ等の昇降施設の有無についてでございますが、エレベーター・スロープ等の昇降施設のある施設については、公民館、体育館、小中学校の一部をはじめ14施設となっております。その主な内容につきましては、玄関

スロープや体育館入り口、保育室等へのスロープでは、こうしたスロープのある施設は13施設ございます。また、エレベーターのある施設は、中央公民館、いかるがホール  
の2施設となっております。エレベーター・スロープ等の昇降施設のない施設につきましては、6施設となっております。

3つ目であります点字ブロック・音声ガイド等の施設の有無についてでございますが、点字ブロックのある施設につきましては、公民館、体育館、保育園をはじめ8施設となっております。その主な設置箇所につきましては、駐車場、玄関入り口、階段の上り口、降り口、手すり等に点字ブロックを整備しております。また、音声ガイドにつきましては、いかるがホール、中央公民館の2施設に設置していますエレベーターにおいて整備を行っております。なお、点字ブロック等のない施設につきましては、12施設となっております。

全体を総括いたしますと、3つの項目すべてを満たしております施設につきましては7施設、2つの項目を満たしている施設が5施設、1つの項目を満たしているのが5施設、3つの項目すべてを満たしていない施設は3施設となっております。

以上が、避難所に指定しております20施設のバリアフリー化の現状でございます。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 今、避難所のバリアフリー化の実態について報告の中で、3項目、障害者用トイレが1つ、スロープ、点字ブロックということで3カ所について特定されて報告をお聞きしたわけですが、その最後の報告の中で、すべてを満たしているのが7カ所であるということで、7カ所の施設が満たしている。逆に、何も整備されていない施設が3カ所あるということでもありますけども、施設によって隔たりがあり、偏っているような感じがしますが、今後、避難所の整備についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 今後の避難所のバリアフリー化の整備についての考え方についてご質問でございますが、これまで町が指定しています避難所につきましては、バリアフリー化を進めてきたところでございますが、幼稚園、小中学校といった教育施設をはじめ社会教育施設、福祉施設など様々な分野の公共施設を指定しております。この施設の設置目的から、公共施設により若干のバリアフリー化の項目に偏りがございまして、と共に、また一方では、項目すべてについて満たしていない施設も現状としてござい

す。

こうしたことから、このような各施設の現状を踏まえまして、先ほどお答えさせていただきました3つのバリアフリー化のポイント、またその他のバリアフリー化の調査も行いまして、今後整備について検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 今後よく検討し、またこういった偏りがないように、バランスを考え、計画を持って実行していただけるように要望しておきます。

次に、3点目の災害簡易トイレの備蓄について。

災害時のトイレ不足は、特に女性や障害者にとって深刻な問題です。災害でショックを受けている被災者にまた別の悩みを与えないように、簡易トイレの備蓄が必要であると考えます。簡易トイレの中には、ポータブル式のものから、下水道のマンホールを利用した衛生的な組立式のトイレまであります。たくさんの種類があるわけですが、今回町長の施政方針で、避難所に仮設トイレを順次配置していくとのことですが、その導入の考え方についてお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 避難所施設への仮設トイレの配置について、具体的な導入方法についてのご質問でございます。

災害時の仮設トイレにつきまして、その必要性につきましては、阪神淡路大震災以降、避難所生活を送る上で非常に大きな課題として位置付けられ、また新潟県の中越地震におきましては、避難所生活でのトイレの問題から、避難された方々の中で水分を摂取するのを控えられたことから、また運動不足といった他の要因との複合的な原因で肺塞栓症、エコノミー症候群とも言いますが、を発症された事例が報告されております。改めて避難所における仮設トイレの重要性を認識しているところでございます。

仮設トイレの種類につきましては、質問者もおっしゃっておられますように、簡単に組み立てが出来るポータブル式の使い捨て型の簡易なものから、便槽を備えた組立式仮設トイレ、便槽の必要がない公共下水道のマンホールを利用出来るもの、車椅子用や手すりつきといった障害者、高齢者の方にもやさしいものなど、様々な種類の商品が各メーカーからも出されておるところでございます。

本町といたしましては、障害者、高齢者の方への対応、公共下水道の今後の整備見込、町域における全体的なバランスを考慮すると共に、様々な種類の仮設トイレの機能、コ



スト等について十分に検討を行いまして、計画的に各避難所施設に配置を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） そのようによろしく願いいたします。また、今後さらに災害時における備えと、災害弱者への対応の実質的な強化を進めていただくよう要望しておきます。

次の2番目の質問に移らせていただきます。耐震診断、耐震改修について。

先ほども申しましたように、最近大規模な地震が相次いでおり、建物についての耐震化として、耐震診断、耐震改修の関心が高まっております。しかし、それにもかかわらず、昨今建築設計事務所による耐震構造計算の偽造問題が大きな社会問題になっている。今後、建築確認のあり方について、なぜ見過ごしがあつたのか、チェック出来ないのか、制度としてしっかりと見直す必要があり、現にその対策についての検討、協議が現在なされております。

地震対策について、内閣府の資料によると、阪神淡路大震災では、死者の約8割強が建物倒壊による圧死で、特定地域における木造住宅では、昭和56年以前に旧耐震基準により建築された住宅の64%が大きな被害を受けており、昭和56年以前の住宅の耐震化が非常に重要であると指摘されております。つまり、地震対策の重要なポイントの一つは、住宅などの耐震化です。そこで、この点を踏まえて2点について伺います。

公立学校の耐震補強について。

以前にもこのことについて一般質問があつたわけですが、その中で、当町として、以前に公立学校の耐震補強の診断、補強工事が一部行われました。現在、公立小中学校施設の耐震改修状況報告の結果を見ますと、斑鳩町は、小中5つの学校で対象になる棟の数は28戸。昭和56年以前に建築した棟の数22戸となっている。今年の4月1日現在での耐震診断実施戸数は1戸で、耐震診断実施率は9.1%で、県内平均が46%と比べると格段に低く、また耐震率は25%、これも県平均46%と比較すれば低い値を示しております。近隣の平群、三郷、安堵と比べてみますと、耐震化率の値はその半分以下になっている。財政の事情、あるいは建築年度の差異はあるものの、耐震化に対する取り組みが、この数値から見るとおこなわれているように思われます。町として、今後の耐震診断、耐震改修に伴う各学校の耐震補強工事の実施についての見解をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 学校の耐震補強工事についてのご質問をいただいているところでございます。

いわゆる、町といたしましては、昭和56年以前の基準によりまして建築された学校の建物の耐震性を向上させますために、地震防災施設などの整備等を一層推進する必要がありますことから、国の方が示されております地震防災対策特別措置法によります第2次地震防災緊急5カ年計画に基づきまして、年次計画を立てているところでございます。

その1つの2次診断につきましては、斑鳩小学校南館と斑鳩小学校北館の2棟を実施したところでございます。また、平成15年度には、斑鳩小学校の南館の耐震補強工事を実施いたしております。平成17年度、本年でございますが、今年は斑鳩小学校中館の2次診断を実施いたしまして、そして斑鳩小学校北館の実施設計に取りかかっているところでございます。そして、18年度に斑鳩小学校の北館の耐震工事を実施したいというふうに考えております。このように随時校舎の整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

今後におきましても、やはり町の財政健全化計画、あるいは町の財政状況とも十分勘案しながら実施をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 順次進められているということですが、先ほど私が申しましたように、かなり低い数値であるというのを認識もしていただいていると思いますけども、今後耐震化率を向上、上げていくということに対して、まずやはり年次計画が必要になってくるとは思うんですけども、その点について、耐震改修の計画をどういうふうに考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今後の耐震補強工事の進め方といたしますか、予定でございますが、平成18年度に、今申し上げましたように、斑鳩小学校の北館の補強工事を行ってまいります。その後、平成25年度までに南中学校を除く学校、小中学校、あるいは幼稚園施設におきまして、大規模改修を含めた耐震補強工事を実施していきたいというふうに考えております。先ほども申し上げましたとおり、斑鳩町の財政健全化、あるいはまた町の財政状況も十分勘案しながら実施してまいりたいというふうに考えております。

なお、主な今後の耐震補強工事の予定ということでございますが、これは建築年度の古い建物から順次実施する予定をいたしておりまして、今も申し上げましたように、18年度は斑鳩小学校の北館、それから平成19年度には斑鳩小学校の中館、そして20年度は斑鳩中学校、平成21年度は斑鳩西小学校、平成22年度は斑鳩幼稚園、斑鳩西幼稚園、そして23年度は斑鳩東小学校、24年度には斑鳩小学校の本館、そして25年度は斑鳩東幼稚園というような予定をいたしております。こういった予定で進める努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 今、数値を示していただきまして、今後、その数値、予定でありますけれども、計画に基づいて工事が実施されていくというふうに思います。

そこで、耐震補強工事なんですけれども、実際に工事されるまでの過程というのがございます。設計図書から始まって、それから補強実施設計ということで、あと工事、管理、監督ということで、その一連の流れについて、ちょっと参考までにお聞きしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 耐震補強工事の流れといいますか、事務事業の流れということでございますが、まず第1次診断といたしまして、設計図書により耐震性能を判断をされます。そして次に、2次診断といたしまして、設計図書に基づきまして現地調査、校舎のコンクリートの強度検査を行いまして、耐震性能を判断するという事になってございます。そして、その2次診断の結果をもって、チェック機関であります財団法人の奈良県建築防災協会耐震判定委員会でその報告に基づきまして判断を受けるわけでございます。そして、補強工事が必要となりましたら、次に耐震補強工事報告書を作成いたしまして、財団法人奈良県の建築防災協会耐震判定委員会で判定をしていただいて耐震補強実施設計を行います。それらをすべて奈良県においてチェックを受けました後耐震補強工事を施工をするという運びになるわけでございますが、非常に1次から実施設計工事までの期間が2年、3年というような経過がかかるわけでございますが、そうした経過をもとにして補強工事の実施をするということでございます。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 流れについてご報告いただいたわけですが、ほとんど県がタッチして、一部は民間にということもあるんでしょうけども、町としてはどういう範囲

においてチェックされるのか、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 町といたしましては、やっぱり設計事務所と申しますか、そういったところで十分内容の検査をしていただくような委託をしていくというふうに考えております。もちろん庁内にも一級建築士もおりますので、そうした者の助言をいただきながら設計業者と十分詰めていきたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 今後、この耐震ということについてはかなり重要になってくると思いますので、しっかりと設計図書のチェックなり、また工事、監督については、気を配っていただいてしっかりとチェックしお願いしたいと思います。

次に、2点目の一戸住宅及び共同住宅の耐震化ということで、地震の際の住宅、建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、また耐震性の向上の耐震診断や耐震改修を推進する際に活用出来るように、国の制度として、住宅・建築物耐震改修等事業や、地域住宅交付金がありますが、町としてこの制度をどのように活用し、今後建物の耐震化についてどのように進められようかとされているのか、その見解をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 耐震診断及び耐震改修に対します支援制度に関しましてのご質問かと思っております。

今、質問者もおっしゃっていただきましたように、国では、住宅・建築物耐震改修等事業といたしまして、耐震診断及び耐震改修に要します費用の補助事業を行っている地方公共団体に対しまして、経費の一部の補助を行う制度がございます。

奈良県におきましては、今年度より、奈良県既存木造住宅耐震診断支援事業が実施されております。その事業内容といたしましては、昭和56年以前に建築されました木造住宅を対象といたしまして、耐震診断に要する費用の補助事業を行う市町村に対しまして、国の補助とあわせて県もその経費の一部の補助を行うという制度でございます。

斑鳩町におきましては、新耐震基準が施行された昭和56年以前に建築された木造住宅が全住宅の約4割を占めておまして、このような耐震基準を満たしていないと思われる住宅の耐震化を重点的に推進をしていくという必要がありますことから、まずは耐震診断の普及を目的といたしまして、来年度より国及び県の補助制度を活用しながら、耐震診断に係る費用に対します補助制度の導入を行いまして、住宅の耐震化の向上に努

めてまいりたい、このように考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） よくわかりました。木造住宅の耐震化については、今般の財政事情もあり、長期にわたることから、今後よく検討をしていただいて、また町の方としても積極的にこの制度を活用し進めていただきたいと思います。今後、その経緯を見守ってまいりたいと思います。

次に、3番目の質問に移らせていただきます。内部障害の社会的認知を高める取り組みについて。

内部障害という言葉は初めて耳にされる方もおられると思いますが、この内部障害とは、先天的もしくは後天的に内蔵機能の障害によって身体障害者手帳の交付を受けた人を言います。心臓、呼吸器、腎臓、膀胱、直腸、小腸の機能障害の6つに分けられます。厚生労働省の調査、平成13年の身体障害者の実態調査では、内部障害は全国で85万人、身体障害者の4人に1人との調査が出ております。当町におきましても、身体障害者手帳所持者、平成15年度839名に対して178名、約5人に1人が内部障害の方です。また、厚生労働省特定疾患に認定されていない難病もあり、実際内部疾患障害の方は、障害者手帳所持者の数倍とのことでした。

これら内部障害者、内部疾患者は、車椅子や杖を使っている人とは異なり、外見からはわからない、見えない障害であることから、社会的認知が低く、その言葉すら知られていないのが現状です。そのために、社会生活の中で多くの困難に直面しております。

昨年12月に、内閣府が、内部障害者やその家族を対象に、障害について知ってほしいことは何かを調査した結果、外見からわからないため、理解されずに苦しんでいる障害があるという回答が8割を超えたそうです。実際、公共施設やスーパーなど利用する際、心臓の負担を少なくするため、車椅子マークのところへ車を駐車し、警備員に注意をされ、障害者手帳を見せてようやく駐車出来ても、車を降りて歩くと、歩けるじゃないかと再度注意された。また、電車やバスの優先座席に座ると、周囲から若いくせにと冷たい目で見られた等々数多くの事例があります。健常者には何でもないことでも、内部障害の方にとっては命がけです。

そこで、現在、外見からわからない障害があることや、社会が障害者を思いやるプラスアルファの心を持ってほしいとの切実な声を知っていただくために、「ハート・プラス」というシンボルマークが普及されております。

そこで、この点を踏まえて2点について伺います。

まず、1点目の、内部障害者への理解と環境整備について、当町としてどのように進められているのか、またその取り組みについて伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、質問者が言われてますように、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫機能に障害を持っておられる方について、内部障害者ということと言われておりますけれども、この内部障害を持っておられる方につきましても、本町におきましても、今15年度の関係で質問者が言われておりますけれども、17年の10月末の関係で申し上げますと、身体障害者手帳を持っておられる方が924人おられます。そのうちで、内部障害者の方が235人という数字になっております。このことから、5人に1人という状況でございましたけれども、10月末現在では、身体障害者の方の中で4人にお1人が内部障害者の方になっている状況でございます。このことから、内部障害者の方への理解と環境整備については、質問者も言われてますように、外観からは見分け、判断がつかない状況でございますので、そういうことから重要であると、このように考えております。

内部障害者の方に対します施策といたしましては、心臓、腎臓、免疫機能障害の方につきましては、その医療内容に応じまして、手術、入院、通院費用などを助成をいたします更生医療制度、そして膀胱、直腸機能障害をお持ちの方につきましては、所得に応じてでございますけれども、蓄尿袋、蓄便袋などのストマ用装具などの補装具の購入補助制度という制度がございます。ほかには、障害の程度に応じまして、自動車税の減免とかタクシーの基本料金の助成といった福祉サービス制度がございます。

しかしながら、先ほども申し上げましたように、内部障害者の方は、外見ではわかりにくい見えない障害でありますことから、肢体不自由の方などに比べまして障害の重さの割に社会的認知度が低く、心臓のペースメーカー利用者や人工透析患者など実際の外見が健常者と変わらないということから、障害者と認識されていないということもございます。こういうことから、そういうことで、健常者の方々にそういう認知をしていただくということの周知というのは必要になってこようと、このようには考えております。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） ちょっと参考にお聞きしたいんですけども、窓口で障害者の方、

色々な方が相談に、また要望に来られると思うんですけども、内部障害者の方で相談に来られた時に、その声はどうであったのかということをご聞きしたいと思うんです。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 質問者もさきのご質問で言っていたいておりますように、全国的にも内閣府の調査で要望された意見等を言っていたんですけれども、その8割強に当たりますような状況で、当町にいたしましても同様の状況で、窓口では、スーパーで障害者用の駐車場に自動車を止めようとしたところ、警備員に注意されたとか、電車やバスなどの優先座席に座る際に周囲から白い目で見られたというようなこと、そしてまた、これはよくあることではあるんですけども、心臓のペースメーカーを利用しているが、ペースメーカーに悪影響がある携帯電話を使う人がいてやめてもらいたいと、なかなか言い出せないというような、窓口でその障害者の方からお声として聞いているということでございます。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 内部障害者に対する認識不足といいますか、その点からそういう形になろうかと思えます。

次に、2点目の「ハート・プラス」のシンボルマークの普及について。

先ほども説明いたしましたように、特に社会的に余り知られてないのが現状であり、まず内部障害を認識していただく意味で、このシンボルマークの普及は有効と考えますが、町の考え方を聞きいたします。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） この言われてます「ハート・プラス」シンボルマークでございますけれども、内部障害者の方に対する社会的理解の促進を図っていく上でもこのマークの普及は必要ではないかと、このように考えております。12月3日から12月9日が障害者週間でございましたので、その週間に際しまして12月の広報に、障害のある方に配慮するためのシンボルマークの一つとして紹介をさせていただいたところでございます。公共施設や交通機関などにおきまして、このマークを普及することで、外見ではわかりにくい内部障害者の方に対しまして理解される方もふえることによりまして、内部障害者が誤解を受けて不快な思いをすることも少なくなるのではないかと、このように考えております。

この「ハート・プラス」マークにつきましては、他の障害者マークと同様、障害者が

日常生活を送る上で、先ほども申し上げてますように、重要であると、このように考えますことから、9月にご質問をいただいております聴覚障害の方々に対しましてのそういう耳マークのシンボルマークも設置をさせていただいておるんですけども、そういう形で、福祉課、健康推進課、保健センター等々といったところでそういうシンボルマークの設置なども考えていければなど。また、窓口等でこのマークを紹介させていただきまして、障害者の本人だけではなく住民の方々の認識を深めていきたい、このように対応をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（中西和夫君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 今、障害者に対してのきめ細かい配慮とその実行が求められています。今後、その環境整備についてよく検討していただくようお願いしておきまして、私の一般質問を終了いたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、3番、飯高議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午後0時5分 休憩）

（午後1時0分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

続いて、6番、浅井議員の一般質問をお受けいたします。6番、浅井議員。

○6番（浅井正八君） 議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

町営住宅についてお尋ねいたします。

福祉にやさしいまちづくり条例に基づいた町営住宅の改善についてですが、福祉にやさしいまちづくり条例をもって、いつもやさしいまちづくりと言われている中、駅、または公共物などにエレベーターの設置、また段差の解消のバリアフリーやトイレの洋式化が進んでおると思います。町の最大の課題でありますJR法隆寺駅、これもエレベーターの設置は、駅舎の改造と共に出来ると思います。

私は、1つ提案したいんですが、町の見解をお聞きしたいのです。南中学の北側にある目安北住宅は、最新の町営住宅であり、バリアフリー化などされております。立派な住宅だと私は思います。しかし、龍田2丁目、龍田3丁目の長田住宅については、地盤の平面から1段、2段と階段が上がっております。この段差の問題ですねんけども、やはりバリアフリー化にしたら、今のこの段差をどうするか。また、手すり、ちょっと私



も思うんですけど、中は手すりをつけてバリアフリー化みたいになっているようにお聞きしますが、これを改造していただきたい。また、この年代、長田住宅と目安南住宅の年代は違うと思いますねんけども、やはり町は公営住宅整備基準法に基づいて施工されたと思いますが、今後これの解消、バリアフリー化にして、誰でも上りやすい、また階段も手すりをつけていただくのは、早急にやっていただけるかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 今のご質問、町営住宅のバリアフリー化についてのお尋ねでございます。

今、議員にもお述べいただいたように、平成15年完成をいたしました目安北団地につきましては、構造的に廊下方式を採用いたしまして、高齢者及び障害者対応とするために、公営住宅整備基準、並びに長寿社会対応住宅設計指針、及び平成7年3月に制定されました奈良県住みよい福祉のまちづくり条例等に基づきまして整備をしたところでございます。供用部分につきましては、エレベーター、スロープを設置いたしまして、また住戸部分につきましては、玄関と廊下、また各部屋の段差をなくしまして、また廊下の幅も広くし、トイレ、浴槽、流し台等についても、高齢者等に配慮したバリアフリー住宅となっております。

一方、既設の追手、長田団地につきましては、建設当時の公営住宅整備基準に基づき整備いたしましたものでありまして、住戸内につきましては、トイレ及び浴室には手すりを設置、そして廊下と各部屋の段差をなくするなど一定のバリアフリー化はできておりますけれども、エレベーター化につきましては、当時、中層3階のものにつきましては建設補助基準には該当いたしません、また階段方式を採用いたしましたことから、エレベーター化については非常に難しいという状況でございます。

今、議員ご指摘の1階部分の階段のスロープ化、そして手すりの設置につきましては、構造的な面もございますけれども、可能であるかまず調査をいたしまして整備に向けた検討をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、浅井議員。

○6番（浅井正八君） 今、回答いただきましたように、やはり一定の基準を設けて町がやっておられるということで、長田住宅については、以前がバリアフリー化でエレベーターをつける基準がなかったということでございますが、やはり今設置しようと思った

ら大変だと思いますねんけども、階段のとこだけでもスロープの格好にさせていただいて、また手すりもつけられるようでしたら早急にさせていただきたい。また、この費用は、簡単に見て相当かかるものですかね、ちょっとお聞きします。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 先ほども申しましたように、構造的な面もございまして、その辺を十分調査をいたしまして、費用等確認をしていきたい、このように思っております。整備することによって歩行者等に支障になっても困りますんで、その辺は十分調査をいたしたいと、このように考えてます。

○議長（中西和夫君） 6番、浅井議員。

○6番（浅井正八君） 今、部長から答弁いただいて、私もそのように思いますが、やはりやさしいまちづくりという一つのキャッチフレーズの中で、やはり町長さんがいつも言われてるように、皆さんが使いやすい、また身体障害者の方にも安全で暮らしていけるというような方向に持って行っていただきたいと思います。

簡単でございますが、私の一般質問をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、6番、浅井議員の一般質問は終わりました。

続いて、12番、木田議員の一般質問をお受けいたします。12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 前もちまして議長に提出しておりますレジメに従いまして質問をいたします。

まず、1番目の擁壁の安全基準について問うということで、富雄川の左岸の米寿橋の高安側の擁壁が約10センチぐらい起き上がっているが大丈夫なのか。高さが約、目測で5～6メートルありますが、下には町道、あるいは農道が通っておるので、ぜひ安全の診断を行ってほしいということで、まず目視したところでは、今回問題としております耐震性の構造計算に合っておるのかどうかということで、今まで擁壁がつくられてからどんなくらいの年数がたっておるのか私も定かな記憶ございませんねんけども、かなりのクラックが走っており、目で見える感じでは約10センチぐらいの差異というんですかね、縦の線の差異が生じております。しかも、2段になっておりますねんけど、全体的な高さとしては、やはり6メートルぐらいの擁壁ということで、下の段と上の段の間の、2段式になっておりますスロープのところでも、やはり5センチぐらいの差異が生じておまして、それがその上の圧力によって押し出されるような格好になっており

ます。構造的にも、2枚の上下段で構成されておりまして、その中間地点にも、やはりクラックが発生している状況であります。

しかも、上部の道路は、南北の幹線道路としてかなりの交通量があります。しかも、大型車両が頻繁に通行する道路であります。軽い右カーブの道路であり、私は過去において欠陥道路と指摘した当時、その以後に、やはりあの場所において、ある若い学校の先生が単車の単独事故で亡くなられた場所でもあります。しかも、現在でも、やはり交通事故というんですかね、単独事故が多いんですねけども、ガードレールが常に破損しておるような状況で、ひとたびその道路が通行止めというような状況が発生すれば、その影響は計り知れず、下の農道では農業の作業をされる人が1日に何回も通行されるような状況でございます。上部の歩道についても、斑鳩高校、法隆寺国際高校と両方の名前になってますねんけど、その生徒たちの通学路ともなっております。やはり、最悪の状況は想定はしてはいけないけれども、ひとたび地震等が発生した場合、その擁壁が倒壊すれば、人的被害も発生する恐れもあり、現時点における安全性と、十数年以内に必ず発生すると予測される東南海地震に対する対応についても、自然災害として現況のまま放置してよいのか。責任の所在と安全性について答弁をお願いしますということで、普通の擁壁やったら真っすぐとかなんですねけども、下の部分は真っすぐで、2段階になっているので、その途中からまた斜めにこういうスロープになってて、その真っすぐの部分が結局10センチほど東側に起きておって、それで上の部分がある上につかっている。そのずれが結局またそれも5センチ発生しており、それと真ん中部分もクラックが走って、それも何センチかあるような状況で、それと今先ほど申し上げた高校生の通学路ということで、その通学路の中においても約5センチぐらいのクラックが数メートルにわたって走っているような状況で、やっぱりそこから水の浸透とかがあれば、そういう事態も考えられるので、出来るだけ今の現状で応急修理というんですかね、何か出来るのであればやっていただきたいなと思ひまして、現地は、ちょっと打ち合わせの時には、承知しておるということを聞いておりますねんけども、それやったらいつの時点で承知されたんか、それでまたこれからどういうふうにしようと思うておられるのか、その点についてもお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） ご指摘の箇所についてでございます。この箇所につきましては、平成3年度に米寿橋の交差点及び歩道の確保ということで、擁壁の構造計算等

行った中で道路改良工事として施工したものでございます。今日まで、道路パトロールを実施しております。その時にも確認もしてきているところでございます。

現状では、擁壁としては落ち着いているものと考えておりますが、河川堤防を利用した道路ということでございまして、今後におきましても、そのパトロール等におきまして十分監視を行ってまいりたいと、このように考えております。

ご指摘をいただいておりますクラック、少し開いているというような部分、その部分については随時目地材等を入れて補修等対応をしてまいりたい、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） そういうこと、悪いことは余り考えない方がいいんかもわかりませんねけども、もしそういう事態が発生した時に、誰がその責任を負うんですか、その場合は、その責任の所在というんですかな、それをちょっと聞かせていただきたいと思えます。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 先ほども申し上げましたように、平成3年度に道路改良工事として施工をいたしておりますので、その部分に支障が生じるということになれば、当然施工した町に責任があるということになってまいります。

○議長（中西和夫君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） それで、今、姉齒設計事務所ですか、耐震性とか何かを叫ばれているご時世に、そんだけのなが生じてもそれ安全やというて言い切られるのかなと、私はその点がちょっと不思議でなりませんねんけども、それで町が責任を持つというて言い切ってくればるねやったらそれでもいいんかもわかりませんねけど、やはりそういうことを察知したら、早急にやっぱりその対応を講じていただかなければ、まだそれは大事には至ってないからというてそのまま放置されたら、結局はやっぱり誰かがその被害をこうむるというような事態にもなりますからね、その点についてやっぱりちゃんとした調査をしていただき、そうして、我々素人やからちょっとわかりませんがね、その強度というもんがあれで大丈夫やと言い切ってはんねからね、それやったらその、目で見ただけやなしに、ちゃんとしたデータというんですかな、それをお示し願いたいと思えますが、それは可能ですか。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） この擁壁を設置いたします時に、当然その擁壁の構造計算、強度等当然計算をした形で整備をいたしているものでございまして、その後、部分的に夏、冬等の伸縮等も当然ございましょうし、その辺の中で、先ほど10センチの隙間があるというご指摘でございますけれども、町の方で確認をさせていただいておるのは、5センチから6センチ、そのぐらいの今隙間があいているという状況でございます。その辺について注視をいたしておりまして、先ほど言いました目地材等を詰めながら、それが実質変動しているんかどうか、その辺も確認をしながら対応をしていきたいと、このように今日まで考えてきたところでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） いや、私、先ほど申しましたように、町の方でもうそれ以前からそれを察知しておられるということでしたやろ。だから、それやのにまだいまだにそのような状態で、それでこれからまた目地を詰めるというようなには、ちょっとやっぱりこれ後手後手に回るのと違うんかなという、そういう心配があるから申し上げておるのであって、それは責任も町が持つ、そしてまた大丈夫やと言わはったら、それはそれで私は結構ですけどね、とにかく大事にやっぱりそういう施設というんですかな、公共施設を早急に維持していかなければ、大変なことになったら、やっぱりそれだけ費用も色んなもんかかってくるからね、その点においてやはり早急に調査していただいて、そして補修する部分については補修をしていただきたいと思いますと思います。

続きまして、安堵井堰で行われていることについて問うということです。

過去の一般質問において、当井堰の工事が終わらなければ斑鳩町の河川改修へと進まないと聞いており、JR鉄橋の架け替え工事も現在進行しております。河川改修工事も動き出したと理解すればよろしいんかということで、現在、安堵井堰部分において大規模な工事が進められております。沈められておったテトラポットに似た三角錐のコンクリート構造物が多数斑鳩高校の左岸の広場に引き上げられ、その横ではまた新しい構造物が大量に現場で製造されております。この状況を見ると、安堵井堰の問題も解決したんかなと想像し、やっと心配しておりました富雄川河川改修も本格化したのかなと思える状況であります。

世界的にも異常気象が危惧されておる中で、一たび町内で浸水被害が発生すれば、大和川の排水量次第では何日も浸水状況が続く心配もあり、しかも大和川における河川改修も、部分的には災害復旧のような状況で補修されておっても、まだ本格的な河川改修

は奈良県には、大阪府ぐらいで奈良県にはまだ至ってないと思います。やはり、奈良まで来るのにはかなりの年数がかかると思いますので、大和川の溢水によって王寺町における浸水も発生しております、大和川の支流となる河川における溢水が、浸水被害を過去にも何回も起こしておる、その河川に対して、今現在進められておる工事がどのような工事であって、そして大和川のもう一つ上の方の佐保川なんかではかなり河川改修も進んでおるような状況なんですねけども、斑鳩町内における富雄川を私は重点的に聞かさせていただいておりますねけども、一昨日県会議員さんと話しておったら、三代川の河川改修は福本の自転車屋のどこまで事業認可申請が出てると。私、以前に聞かしてもうたと思うてんねんけども、山田の米屋さんのどこまで何か事業認可申請が出されておるといふうにちょっと聞いたような記憶があんねけど、ちょっと記憶間違いやったらそれはそれでよろしいですねんけどね。

それと、町は遊水池をつくるために郡山土木事務所の方に、2反ほどの用地の確保を要望されておると。それで、それは、河川改修はなにやから、県の方ではあかんと、郡山土木事務所の方ではそれはええと、ええというんかね、可能やというような返事をいただいておりますというふうな話を聞いたら、何かちぐはぐな、同じ県の中の事業部なんかにおいてもそのような差があるということは、ちょっと私ら聞いてんのとまた違うんかなと。今さら何でそんな遊水池なんか、そんなん要望するのかなと。私、前に東洋シールの北側の今草の生えておるようなところを斑鳩町の遊水池にというたら、その当時から、個人か会社が持ってはるのかわかりませんねんけど、今現在の所有者のなにに変わってますねんけども、今そんな遊水池を必要とするのかなというそういう疑問がわいてきましてんけど、県に対して要望してはるようなそういう事実があるのかどうか、それらについても聞かせていただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） まず、ご質問の1点目、富雄川の改修の状況について説明をさせていただきたいと思います。

議員もご承知のとおり、現在はJR橋梁の工事を進められているところでございます。本年度の工事内容といたしましては、来年年明けの1月21日の深夜から始発までの間におきましてJR橋梁を付け替えをされるということで聞いております。その後、JR橋の仮栈橋、そして下流に設置しております仮の河川床の床止工、その撤去まで本年度で施工をしていこうということでございます。

また、現在施工中の、今議員ご指摘の場所でありまして、西安堵井堰から県道天理斑鳩線の間で施工されている工事でございます。これも、仮の河川の床止工として次年度以降施工を予定されております、現在施工中の橋梁部分のところの河川工事のための河床の侵食防止ということでの仮工事でございます。

そして、平成18年度には、県道天理斑鳩線から下流の右岸の護岸工事、そして今使用しておりますJR橋の橋脚1基撤去していこうと。そして、平成19年度には、左岸側の護岸工事とJR橋脚の1基撤去をするという予定で進められております。その後、平成20年度には、護岸工事が完了いたしまして、河床の切り下げ工事を予定されているというところでございます。

次に、その後、上流へと改修を進めていくに当たりましては、井堰の問題がございます。まず、西安堵井堰につきましては、県におきまして関係団体と協議をなされておりますけれども、合意には至っていないということで聞いております。県としても、今後地元関係団体と協議を進める努力をしていきますということで聞いております。

次に、斑鳩区域内の井堰についてでございますけれども、現状の調査は既に完了をされていると。今後は、関係水利団体と協議が必要となってまいります。町といたしましては、現在行われておりますこの工事と並行して、県と共に調整をしてまいりたいということ考えているところでございます。

次に、三代川の関係のご質問をいただいたんですけれども、三代川の認可の関係については、今議員ご指摘のとおり、山田さんの元米屋さんのところまで、あの三差路まで認可ということで事業区間ということになってございます。

そして、遊水池関係についてでございますけれども、富雄川の整備確立と三代川の確立と少し差もございまして、そしてもう1点は、三代川の改修、今現在駅前の方で交渉等進めさせていただいておるわけですが、下流から進めていくに当たって少し年数もかかるということの中で、一時的に上流部で暫定的に阿波地域の溢水を軽減することから、土地を提供というんですかね、借地等そのままの所有形態で構造物だけ水をためるような状況で、整備は県の方でさせてもらってもいいと。ただ、底地等買収とか、借地で使用料をお支払いするとかいうことでなしに、そういう遊水池的なものをつくらせていただければ、そういう今地域で心配されている溢水についても軽減出来るであろうということで、県の方から地元の方にそういう協力をいただけるかどうかという打診をされたということでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 三代川の河川改修認可申請区域というのは、福本の自転車屋のところまでというふうに私昨日聞いたところなんですけどね、それが山田の米屋のところまでということであれば、私以前に聞いておったとおりに思いますねんけども、ちょっと勘違いしてやったんかどうかわかりませんねんけども。

それと、県は言うても郡山土木事務所の方に遊水池、なかなか三代川の河川改修も進んでこないということで、遊水池的な機能を持った土地を、今借地でもとかいうて、構造物だけ県の方でされるというようなことを聞かせていただいたんですけどねけども、郡山土木事務所はそれには可能や言うてはって、県の方ではそれは河川改修の方でなければあかんというようなことで、そしたらどちらをなにしたら地元の人に迷惑のかからんようななにになるのかなと。やはり、何年に1回かは必ず三代川の東洋シールから山田の米屋さんのあの辺までは、いつも溢水というんですかな、道路へ水があふれるような状況になっておんねけども、それを解消するために遊水池的な土地を借地でもというような話なんですけどねけども、本当にそれが可能かどうか。こんな土木事務所が許可しても予算つくのはやはり県のなにやからね、土木事務所の単独でのそれはなかなか出来ないのではないかなと思いますけど、それはもう出来るというふうに信じてよろしいんですかな。

○議長（中西和夫君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 今、県の方から地元の方にそういうことで打診をされたわけですけども、地元とすれば、田を耕作しながらそこに水をためるということでは困るというようなことで、今現在は地元の方の協力は得られないという状況にはなっています。

ただ、土木事務所と県との意見の違いをご指摘されているわけですけども、あくまでも県の土木事務所の計画調整課長と地元に寄せていただいて、その旨お話をさせていただいているということでございますんで、あくまでも県の考え方ということで担当としてはとらえているということでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 出来ることなら、そのようななにをしなくて、三代川の河川改修が順調に進むことが一番望ましいんですけどね、やはりこれから先何年かかるかわからないような、やっぱり非常事態に備えてそういう指標もあるのかなというふうに昨



日ちょっと聞かせてもろうて初めてそういうふうなことを知ったんですねけど、いずれにしても、出来ることならどちらも早いことやっていただくように、県の方にも十分お願いをしていただきたいと思います。

続きまして、3番目、9月15日の厚生委員会での質問の回答について問うということで、幸前にある光洋配送センター解体工事による外壁の材質と工事についてお聞きしましたが、その後回答のないまま解体工事も完了し、そして今新築工事が進められておるといような状況であります。現在、斑鳩町議会の議会運営委員会において、常任委員会数及び定数、そしてその他の審議が行われている状況の中で、一般質問及び常任委員会及び特別委員会の答弁が、その場限りとなっておることに対して、非常に私は残念でなりません。職員の心は計り知れないけども、やはり町民の選択した斑鳩町単独町制に対して、責任感を持って対応していかなければ、やはり議会と行政、そして町民等による一体的なまちづくりが進められないと思う次第であります。笛吹けど踊らず、町の三役が何ぼ頑張っても、やはり職員がそれについていかなければ、斑鳩町の発展はおろか現状維持も難しい状況が発生するものと考えてるのであります。

どうか理事者の皆さん、議員は4年に1回の審判を受ける立場であり、やはり本会議における一般質問並びに委員会における質問が、議員の生死にかかわるやはり重要な事項と受け取っていただいて、正確、迅速かつ発展性を考慮に入れてのやはり回答をいただきたい。これは私の私見であります。議員皆様も満足しておられるのかもわかりませんが、私個人の感想として述べさせていただきましたが、今後の質問に対してでも、やはり大きな大小の問題にかかわらず、質問に対しては包み隠さない正確な答弁をしていただきたいとお願いしたいんですが、その時の、もうなくなってしまった、なくなったというんか、解体されてしまったなにやから、今さら言うてもしょうがないのかもわかりませんねんけども、それから日数もたっておるのに今になってというようになにも理事者側にはあるのかもしれませんねんけど、前回の委員会でそういうことをちょっとでも言わはんのかなと思ってたら、もうナシのつぶてやということで、やはり私かて一たん言うた以上はそのなにを聞かせていただきたいなと思うてここで言わせていただいたんですねけど、これは今後とも重要な問題であると、私はそういうふうな受け取っておりますねんけども、皆さんもう納得しておられるのかどうかちょっとわかりませんが、その点について、実際あの材質というんか、あれはどんなもんであったんか。私は写真は撮ってますねんけど、材料自体はそこまで追及も何もする気持ちもないですか

らね、やはり周辺の人が、あれはアスベストを含んだ材料やったんと違うかというような質問というんですかね、問いに対して、私はそれを、いや、そんなんどうのこうので、まだ答えももろうてないので返事すること出来ない。そして、幸前の総代さんも、私にある日、あれはどんなんやったというふうに言われたんで、いや、これは議会においてもまだ返答をもろうてないからちょっと待ってってということで返答を待っていただいておりますような状況ですので、やはり各委員会、あるいは一般質問における答弁というものの大切さを肝に銘じて、これからもきちっとした回答をいただきたいと思っておりますねんけど、どうかよろしくをお願いします。

○議長（中西和夫君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） ご質問をいただいております件につきましては、9月の厚生常任委員会におきまして、光洋精工株式会社が行っております解体作業につきましてのご質問をいただいております。ただ、その時実態把握が出来ておりませんでしたことから、早急に調査をさせていただいてお答えをさせていただく旨のお答えをさせていただいておたわけでございますけれども、9月15日から本日まで2カ月以上が経過をいたしております。しかし、当時実態把握というのは、早急に委員会終了後直ちに調査をさせていただいております。その調査結果につきまして、今、きつくご指摘をいただいておりますように、質問者にご報告怠っておりましたということにつきまして、今、ご質問をいただいております件に関しまして、お答えする前に深くおわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

それでは、その調査の結果でございますけれども、先ほども申し上げましたように、委員会後直ちにその日に解体工事を施工をいたしております業者に対しまして聞き取り調査を実施をさせていただきました。その結果、外壁の部材は、セメント板とフレキシブルボードを合わせたもので、その中にはアスベストが10%混入をされているものの材料でございました。ただ、質問者が懸念をされておりますアスベストの飛散というものは生じないのではないかと判断をいたしております。また、解体作業をされておられる業者につきましても、そういう状態、10%が含まれているということは把握をされており、建設リサイクル法など必要な法的手続は完了をされておりました。

この外壁の部材につきましては、アスベストを含有しているものの非飛散性でありますので、労働安全衛生法とか石綿障害予防規則の届け出は不要となっております。

また、質問者もご承知をいただいておりますように、解体工事に際しましては、非飛

散性ではありますものの、万一の場合に備えまして、外壁を細かく砕かずに、1枚ずつボードを取り外しながら解体を行うという作業手順につきましても確認をさせていただいたということでございます。

ご報告につきまして遅くなりまして、まことに申しわけございませんでした。

○議長（中西和夫君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） そんな今さら何言うてもろうてもなんですもんけど、今後とも、やはり斑鳩町が単独町制で行こうということになれば、やっぱり行政、そして議会、そしてまた町民が一体となってやっていかなければ、斑鳩町としても発展性もないし、やはり皆さん方にも色んな注文が出てくるかもわかりませんねんけども、ある程度出来る出来ないは、これは必ずそういう事態も出てくると思いますねんけども、一応そういう質問とか問いに対しては、必ず早急なる回答を得られるようお願い申し上げて私の一般質問を終わります。

○議長（中西和夫君） 以上で、12番、木田議員の一般質問は終わりました。

これをもって本日の一般質問は終了いたします。明日も引き続き午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。どうもありがとうございました。

（午後1時40分 散会）